

第2次

芦屋市文化振興

基本計画

芦屋市民憲章

昭和 39 年(1964 年)5 月告示

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

市長挨拶

本市は、「国際文化住宅都市建設法」が適用される全国で唯一の都市であり、阪神間モダニズムに強い影響を与えるなど、文化をまちのアイデンティティーとして発展の歴史を重ねてまいりました。

この本市固有の暮らし（生活）文化を継承しつつ、時には現代的な解釈を加え、新たな文化を創造・発信することで、都市として更なる魅力を未来につなげていくことが我々の使命であると考え、「第2次芦屋市文化振興基本計画」を策定いたしました。



本計画では、「全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進」、「未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進」、「芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり」を3つの柱に、3つのシンカ（地域の魅力の「真価」×文化による交流の「深化」＝魅力的なまちへの「進化」）の考え方を基本的なビジョンとしております。

そして、市民の皆さまが心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指し、多様な文化に触れる機会の創出や環境の整備を通じて、まちづくりのあらゆる面に文化を取り入れていくことが、人口減少を見据えた本市の創生総合戦略の推進力になると確信しております。

将来にわたって「住み続けたいまち・住んでみたいまち」として多くの方に憧れと夢を持って選ばれる、世界でも特別なまちであり続けるよう、本計画を推進してまいります。

最後になりましたが、この計画の策定に際しまして、市民、学識経験者の皆さまをはじめ多くの方々にご協力いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

平成29年（2017年）3月

芦屋市長

山中 健

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の概要	2
(1) 基本理念	2
(2) 基本目標	3
(3) 市民及び事業者の役割	4
(4) 市の役割及び責務	4
(5) 計画期間	4
3 計画の対象となる文化	5
4 進行管理	6
第2章 本市における文化をとりまく現状と課題	7
1 統計データからみる現状	7
(1) 人口及び平均世帯人員の推移	7
(2) 将来推計人口の推移	8
(3) 豊かさに関する世論調査	9
2 第1次基本計画（平成24年度から平成28年度まで）に関する総括	10
(1) 第1次芦屋市文化振興基本計画の推進における課題	10
(2) 第2次芦屋市文化振興基本計画において考慮すべき点	10
3 ヒアリングからみる現状	11
(1) ヒアリングでの主な意見	12
(2) 今後の展開として望む意見のまとめ	12
4 アンケートからみる現状	13
(1) 市民アンケート調査結果について	13
(2) 施設アンケート調査結果について	20
5 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題	22
(1) 文化芸術に関する積極的な情報発信	22
(2) ライフステージに応じた文化政策の展開	22
(3) 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策	23
(4) 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり	23
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）	24
2 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目	25
3 施策の体系	26

第4章 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進 27

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり …………… 27
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり …………… 32
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興 …………… 34
- (4) 文化ゾーンの活性化, 各種施設の有効活用 …………… 38
- (5) 文化芸術を行う団体への支援 …………… 40
- (6) 文化に関する情報発信の強化 …………… 42

第5章 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進 44

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進 …………… 44
- (2) 地域社会とのつながりによる文化体験 …………… 48
- (3) 親子に向けた積極的な情報発信 …………… 50

第6章 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり …………… 52

- (1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり …………… 52
- (2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり …………… 57
- (3) 読書のまちづくりの推進 …………… 61
- (4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信 …………… 63

計画の評価・指標 …………… 65

参考資料

- 1 文化芸術振興基本法 …………… 66
- 2 芦屋市文化基本条例 …………… 71
- 3 芦屋市附属機関の設置に関する条例 …………… 74
- 4 芦屋市文化振興審議会規則 …………… 75
- 5 芦屋市文化振興審議会委員名簿 …………… 76
- 6 芦屋市文化振興審議会審議経過 …………… 77
- 7 第2次芦屋市文化振興基本計画(原案)について …………… 78
- 8 芦屋市文化振興基本計画推進本部設置要綱 …………… 79
- 9 芦屋市文化振興基本計画推進本部会名簿 …………… 81
- 10 芦屋市文化振興基本計画推進本部幹事会名簿 …………… 82
- 11 計画策定の経過 …………… 83

Ashiya Renaissance ～芦屋市文化行政推進に対する提言～ …………… 84

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

現代社会は、人口減少・少子高齢化・グローバル化・高度情報化などが進み、人々の生活様式や価値観は、今後更に多様化していくと考えられます。

こうした中、長い時間をかけて培われてきた文化に、精神的なゆとりや豊かさ、生きがい、自己実現などを求めて、人々の関心・期待が高まっています。

文化は、社会的財産であると同時に、心豊かな社会の形成に寄与し、まちの品格を高め、魅力や活力となって、ふるさとの誇りや愛着を育む礎となります。

国においては、「文化芸術振興基本法（平成13年（2001年）法律第148号）」や同法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築や、少子高齢化、地方での過疎化への対策など諸課題の改善や解決を図ることに加え、東京オリンピック・パラリンピックを機会とした日本文化の発信など文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、文化芸術立国を目指すことが示されています。

また、国が掲げる「一億総活躍社会の実現」や「地方創生」の重要施策においても、文化は重要な役割を担っています。

本市では、平成18年（2006年）5月に文化行政推進懇話会を設置し、重点的に取り組むべき課題を中心に、平成20年（2008年）3月に「芦屋市文化行政推進に対する提言（Ashiya Renaissance）」としてまとめました。

そして、平成22年（2010年）4月には芦屋市文化基本条例を制定、文化の振興に関する施策を総合的に推進する上で基本的な理念及び施策の基本となる事項を明らかにし、文化振興の諸施策を継続して展開するため、平成24年（2012年）5月に「文化振興基本計画（以下「第1次基本計画」という。）」を作成しました。

「第2次芦屋市文化振興基本計画（以下「第2次基本計画」という。）」は、本市の豊かな文化資源を継承・活用しながら、市民一人一人が身近に文化に触れ、文化活動に参加することで、心の豊かさを真に実感できる暮らしの実現を目指して、本市の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信するため、策定するものです。

2 計画の概要

第2次基本計画は、第4次芦屋市総合計画及び各行政分野の計画と整合性を図りながら、芦屋市文化基本条例第8条に基づく「文化の振興に関する基本的な計画」として、文化政策の方向性を包括的に示すものです。

対象となる文化の範囲、文化振興推進の基本理念は、本条例に定められており、本章では、基本理念及び基本目標等、計画の概要について記載します。

(1) 基本理念

- 1 文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。
- 2 歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(芦屋市文化基本条例 第3条 抜粋)

(2) 基本目標

「自然に恵まれた、人が心豊かに生きることのできるまちを目指して」

人が心豊かに生きるまちとは、豊かな自然や美しいまちなみや心地良い空間があり、人が人らしく生きることのできるまちです。

このようなまちは、居住空間とそこに住んでいる人の両方が生き生きとしたつながりを持つことで創られると考えます。

豊かな自然や歴史、美しいまちなみ、多様な文化などは、美しさを感じる感覚を養い、創造性や、寛容性を育む源となっています。豊かな自然や美しいまちなみを保存・形成するとともに、市民の多様な文化に触れる機会や環境を整えることによって、市民の感性や創造力を育み、次代を担う人材を育成し、人が心豊かに生きることのできるまちづくりを目指します。

1 「ゆとりや潤いなどの実感できる心豊かな市民生活の実現」

市民が身近なところで優れた文化を鑑賞したり、自ら文化活動を行うことができる機会などが整った社会の実現を目指します。

2 「個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現」

地域の歴史や文化などが取り入れられ、周囲の景観とも調和したまちづくりが行われ、文化が様々な分野で活用された魅力ある地域社会の創成を目指します。

(3) 市民及び事業者の役割

市民は、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割が期待され、事業者には、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開し、市民の文化活動を支援する役割が一層期待されています。

(4) 市の役割及び責務

行政における文化政策や、市民の文化活動をより盛んにしていくためには、市民と行政の参画と協働の仕組みづくりと、行政全般を文化の視点から捉え、施策を推進する必要があります。

市が実施する施策について、ソフト、ハード両面に、美しさ、ゆとり、潤い、安らぎなどといった文化の視点を取り入れるよう努めます。

あらゆる施策に、文化の視点を取り入れることにより、景観やまちなみ、風情などまちづくりにおいて魅力を向上させる要素となるとともに、教育、福祉などの面でも、教養豊かな人格の形成や創造的人材の育成など、心豊かな暮らしの実現に寄与すると考えます。

(5) 計画期間

第2次基本計画は、第1次基本計画の後期計画であり、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までを計画期間とします。

平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
芦屋市文化振興基本計画 (前期計画)					第2次芦屋市文化振興基本計画 (後期計画)				

3 計画の対象となる文化

文化は、「人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体」、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」を意味します。（「文化芸術の振興に関する基本的な方針」より）

第2次基本計画での文化の範囲は、芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法が対象とする、いわゆる「文化」だけではなく、景観、スイーツ・パンなどを含む食に関すること、ファッション、まつり、花や緑・山川海等の自然など広い視点を対象としています。

他の行政分野の計画と重なる内容に関しては、課題別計画に基づき推進するものとします。

<参考>

「文化芸術振興基本法」における文化芸術の範囲（第8条～第14条）の例示

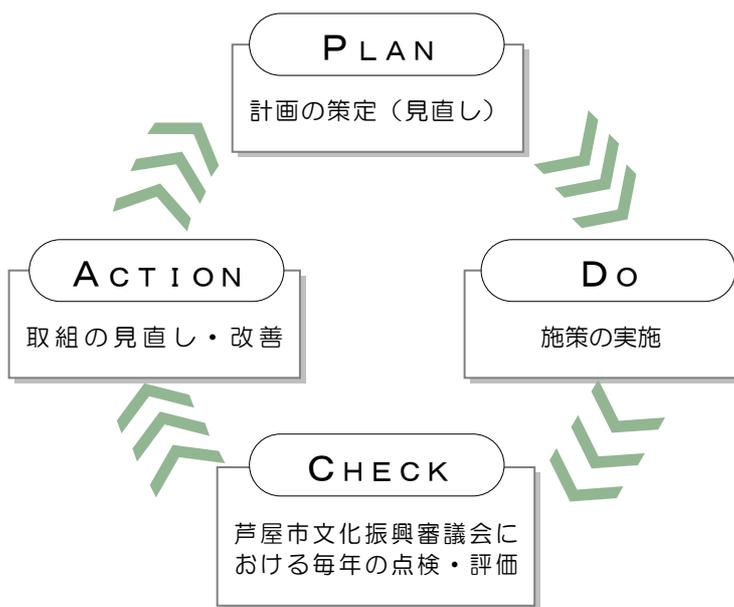
- ・芸術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。）
- ・メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・芸能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）
- ・生活文化：茶道、華道、書道その他の生活に係る文化
- ・国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・出版物及びレコード等
- ・文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・地域における文化芸術：地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能）

4 進行管理

第2次基本計画に基づく事業の進捗状況等については、文化振興審議会において毎年点検・検証し、公表します。

文化振興審議会は、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」に基づいて設置された附属機関であり、文化の振興に関する重要事項の調査審議や施策の評価を行います。

今後は、計画に基づく施策の評価とともに、常に時代に即した、また、市の方向性を踏まえた新たな要素を取り入れつつ、第2次基本計画の進行を管理します。



第2章

本市における文化をとりまく現状と課題

1 統計データからみる現状

(1) 人口及び平均世帯人員の推移

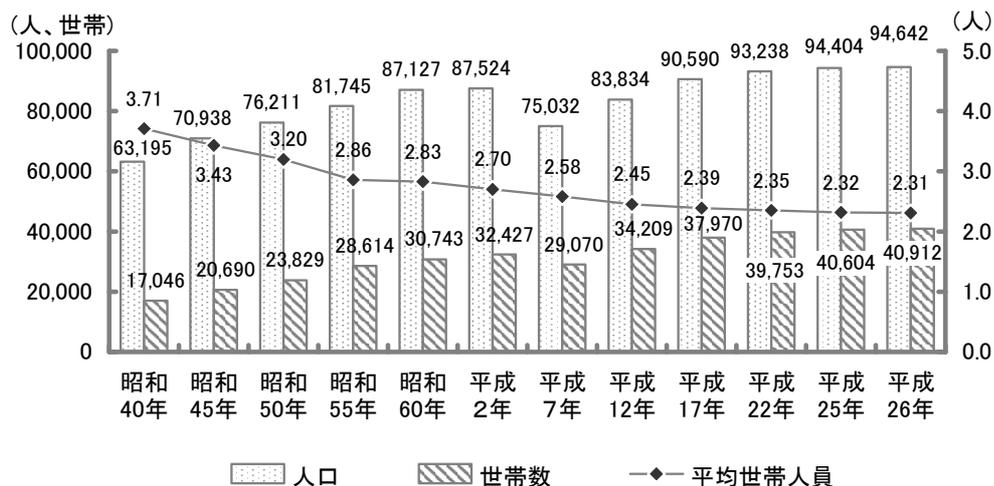
本市の総人口は増加を続けていましたが、阪神・淡路大震災の影響により、平成7年（1995年）に大きく減少しました。

その後は震災復興事業に伴って徐々に人口は回復し、平成17年（2005年）には震災前の人口を上回り、9万人を超えました。

その後も南芦屋浜地区への入居等もあり、人口の増加は続いていましたが、近年、増加は緩やかとなり、平成26年（2014年）は94,642人となっています。

世帯数も人口と同様の動きで推移しており、平成22年（2010年）で39,753世帯、平成26年（2014年）で40,912世帯となっています。一方、平均の世帯人員は減少を続けており、平成22年（2010年）で2.35人/世帯、平成26年（2014年）で2.31人/世帯となっています。

【人口及び平均世帯人員の推移】



資料：芦屋市創生総合戦略

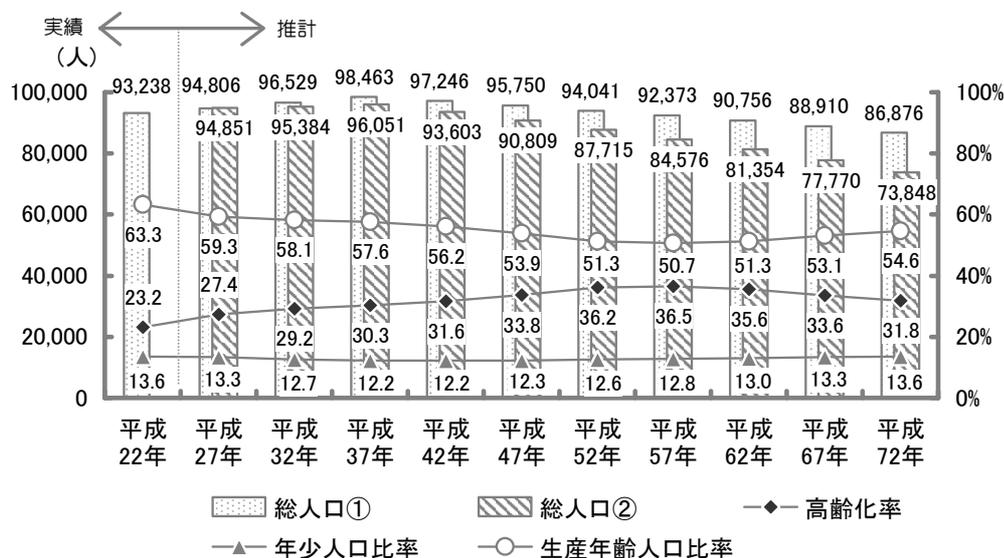
(2) 将来推計人口の推移

平成 27 年（2015 年）3 月に、本市の将来人口について独自推計を行いました。推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所による推計が平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）の人口移動状況をもとに算定を行っているのに対して、独自推計では直近の人口移動状況（平成 26 年（2014 年）まで）を組み込み、将来の市内での住宅開発動向等も踏まえた推計としています。

その結果によれば、現状のまま推移した場合は、人口は平成 37 年（2025 年）に約 9 万 6 千人に達し、それ以降は減少基調に転じ、平成 52 年（2040 年）には 9 万人を下回り、平成 67 年（2055 年）には 8 万人を下回るものと見込んでいます。平成 72 年（2060 年）に 73,848 人になりますが、人口減少対策としての芦屋市創生総合戦略の推進により平成 72 年（2060 年）の人口目標を 86,876 人とすることを目指しています。

しかしながら、高齢化率は上昇を続け、平成 57 年（2045 年）に 36.5%に達し、以降は緩やかに減少していくものと見込んでいます。一方、年少人口比率は平成 47 年（2035 年）頃まで低下が続きますが、以降は横ばいで推移するものと見込んでいます。

【将来推計人口の推移】



総人口①：芦屋市創生総合戦略を推進した場合の推計人口

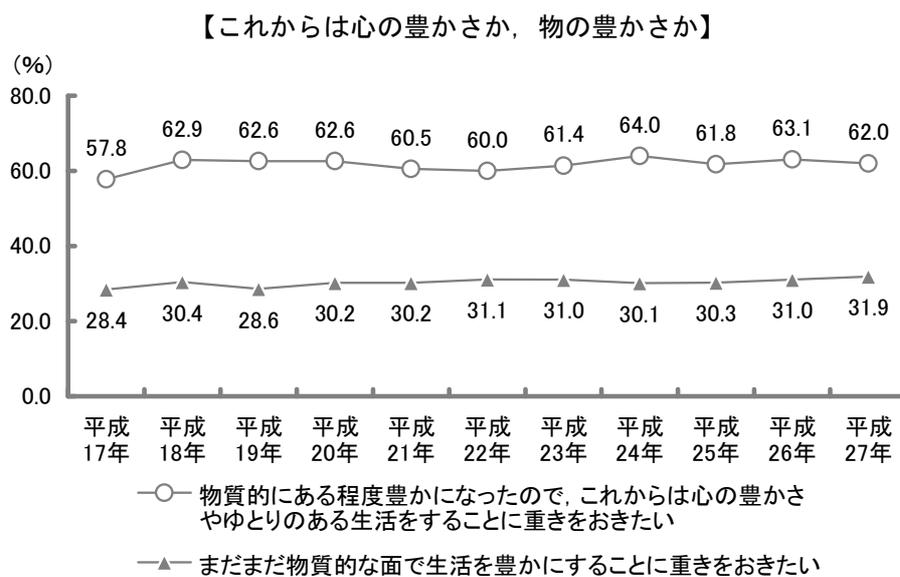
総人口②：現状のまま推移した場合の推計人口

※年齢三区分別人口比率は、総人口①をもとに算出しています。

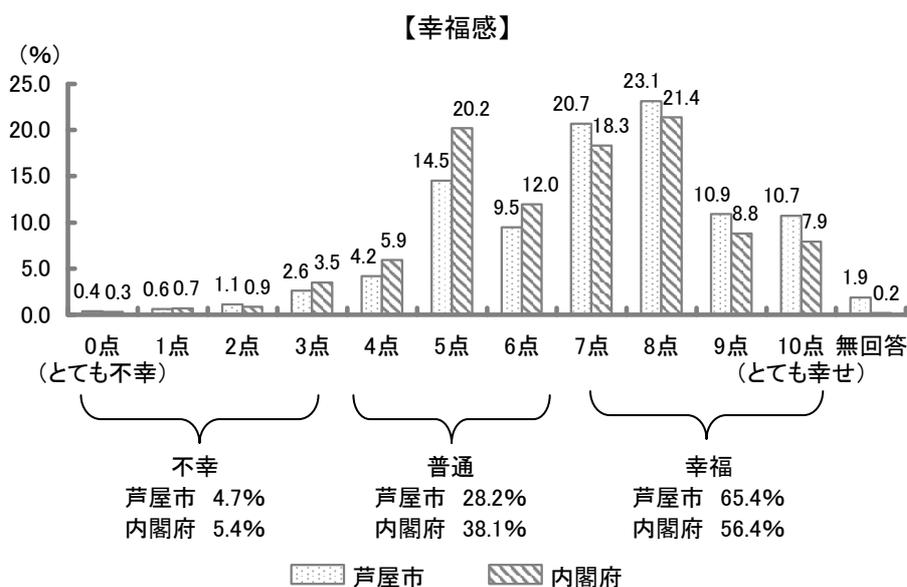
資料：芦屋市創生総合戦略

(3) 豊かさに関する世論調査

内閣府が実施した「国民生活に関する世論調査」によると、「物質的にある程度豊かになったので、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をするに重きをおきたい」と答えた人の割合が、平成27年（2015年）には62.0%となっており、高い水準で推移しています。



「芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査」では、芦屋市民で幸福と感じている人の割合は65.4%で、内閣府調査より高い値になっています。



資料：芦屋市 芦屋のまちづくりについての市民アンケート調査（平成26年度（2014年度））
 内閣府 内閣府経済社会研究所「平成25年度（2013年度）生活の質に関する調査」

2 第1次基本計画（平成24年度から平成28年度まで）に関する総括

平成24年度（2012年度）を初年度とする第1次基本計画の推進について、実施した事業を文化振興審議会において毎年、点検・検証したことを踏まえ、これらの審議過程で出た意見などをもとに第1次基本計画を総括し、そこから見出される課題や考慮すべき点を第2次基本計画に反映します。

(1) 第1次基本計画の推進における課題

芦屋の魅力や、芦屋らしさをもっと生かす、あるいは伸ばす新たな事業の検討と、様々な主体との連携や個々の施策をつなぐコーディネート機能、プロデュース能力を持つ人材の発掘につながる取組など、参画と協働の重要性に加え、事業を実施していく際のソーシャルマーケティング*¹の視点の必要性を提示いただきました。

さらに、アウトリーチ活動やツーリズム*²（交流施策）との連携、市の魅力を伝えるプロモーション活動の推進などについても提示いただきました。

また、個々の文化施設においては、特に、美術博物館では「具体美術」の内外への発信、谷崎潤一郎記念館では谷崎ファン以外の方への展開、さらに美術博物館、谷崎潤一郎記念館、図書館が近接して立地する本市の文化ゾーンの特性を生かした、本市全体の活性化につながる取組の必要性についてご意見をいただきました。

(2) 第2次基本計画において考慮すべき点

第2次基本計画では、市民に対して公平かつ平等に文化を享受できる機会を提供する市民文化政策と、本市の都市としての発展を描く上での都市文化政策の視点を取り入れ、特に、「国際文化住宅都市としての総合的な文化戦略の構築と推進」や文化事業を実施するにあたっての個人・企業等の「参画と協働」といった視点を加え、取組を行っていくことが必要です。

そのためには、計画の推進にあたって、近隣市への交通アクセスの良さなどから市民が他市の施設や県の施設等も利用していることを前提とすることや、潜在的な地域の人材・文化資源（地域資源）を市の事業で活用するほか、個人や団体等で行われている文化活動に対する協力など、主体の連携や、教育・福祉など他分野との政策間連携を模索することが重要です。

*1：ソーシャルマーケティング 社会的問題の解決を目的として、従来のマーケティングの考え方をういた手法。1960年代の米国の消費者運動をきっかけに、80年代にフィリップ・コトラー（Philip Kotler）が提唱。

*2：ツーリズム これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。

3 ヒアリングからみる現状

芦屋市民が、文化をどのように捉え、何を重要視しているのか、また、将来の文化に期待することや活性化の方向性など、定量的な調査では得られにくい意見をお聞きするためにヒアリングを行いました。

特に、いわゆる「文化」だけではなく、景観、食に関すること、ファッション、観光、自然なども広く文化として捉えていくために、ヒアリング対象は、若い世代として大学生、子どもを持つ市民の観点から芦屋市PTA連絡協議会、文化交流の観点から海外交流経験者、地域の活性化の観点から事業者・メディア関係者、専門的な観点から文化関係者・文化財管理者など、幅広い年代、幅広い分野の方を対象（下記一覧表参照）として実施し、本市の文化政策の展望についての仮説を導き出しました。

また、第2次基本計画策定の基礎資料とするために実施した全市民を対象とした無作為抽出によるアンケート調査において、ヒアリングにて導き出した仮説を設問項目に反映し、調査内容の充実を図りました。

〔調査の概要〕

No.	対象者の属性	聞き取り手法	備考
1	芦屋市PTA連絡協議会〔市民〕	書面調査（記述式）	6名の方より回答
2	海外交流経験者〔市民〕	〃	2名の方より回答
3	商工会女性部〔メディア〕	〃	
4	事業者〔社会保険労務士〕	〃	
5	事業者〔小売業〕	〃	
6	芦屋大学〔学生〕	ヒアリング	グループインタビュー
7	文化関係者〔市民〕	〃	
8	演出家	〃	
9	事業者〔メディア〕	〃	市外事業者（営業エリアに本市含む）
10	事業者〔メディア〕	〃	〃
11	文化財管理者	〃	

(1) ヒアリングでの主な意見

- ・ 芦屋の文化は生活文化であると多くの方に認識されている。まちなみや衣食住など、ライフスタイルに溶け込んだ文化が芦屋の魅力であると捉えられている。
- ・ 芦屋の歴史や過去の背景等が、芦屋市民としてのアイデンティティに影響を与えている。
- ・ 店舗等と歴史的な施設・ポイントや自然（芦屋浜・芦屋ロックガーデン等）を組み合わせた市内めぐりのコースや情報発信などが望まれている。
- ・ 文化に関する情報発信に課題があると多くの方から指摘がある。
- ・ 子どもたちに対しては、育ちの過程で日本のルーツを感じられるような、日本古来の伝統や歴史・文化に触れてほしいとの意見が多い。また、家庭では文化芸術に触れあう機会も限られることから、学校等で体験できることを望む声もある。

(2) 今後の展開として望む意見のまとめ

① 子どもたちに触れてほしい文化

- ・ 日本の良さ、日本の伝統文化を感じることができる日本独自のもの（伝統芸能、文学、神社仏閣、文化財、昔からの遊び）
- ・ 音楽や絵画等の芸術（学校において文化体験を充実してほしい。）

② 情報発信の方向性

- ・ 生活文化情報（歴史、店舗、文化イベント、クリエイター等を含める。）をわかりやすくコンパクトに、かつ洗練された発信（文化関連で情報をまとめる。）
- ・ 文化情報に特化した冊子の作成や専用のホームページなどでの情報発信
- ・ 市民が主体的に行っていることなどをピックアップした発信
- ・ 民間の出版社や情報誌等を活用した文化情報の発信

③ その他

- ・ 民間の力を活用するべき。
- ・ 店舗、歴史、文化的施設をつないだ市内の周遊コースの展開を図る。
- ・ 文化施設同士の連携を図る。
- ・ 美術博物館などの文化施設等での音楽イベントなど、文化施設を活用した様々な取組を進める。
- ・ 総合公園や各種文化施設の活性化を図る。
- ・ 芦屋浜や芦屋ロックガーデン等、自然と文化や店舗等を融合した取組を行う。
- ・ 子ども頃から文化に親しむ機会を設ける。（学校への文化情報の提供）
- ・ 市内各所の由来等を立札等で説明するなど、地域の紹介を行う。

4 アンケートからみる現状

(1) 市民アンケート調査結果について

第2次基本計画策定の基礎資料として、文化芸術の鑑賞、イベントやまつりなどの体験や自身の文化的創作活動などについて質問するとともに、今後の本市の文化やその活性化について質問しました。また、ヒアリングを通じて、教育環境や子育て支援における文化の重要性が見えてきたことから、子どもたちのための文化政策について質問しました。

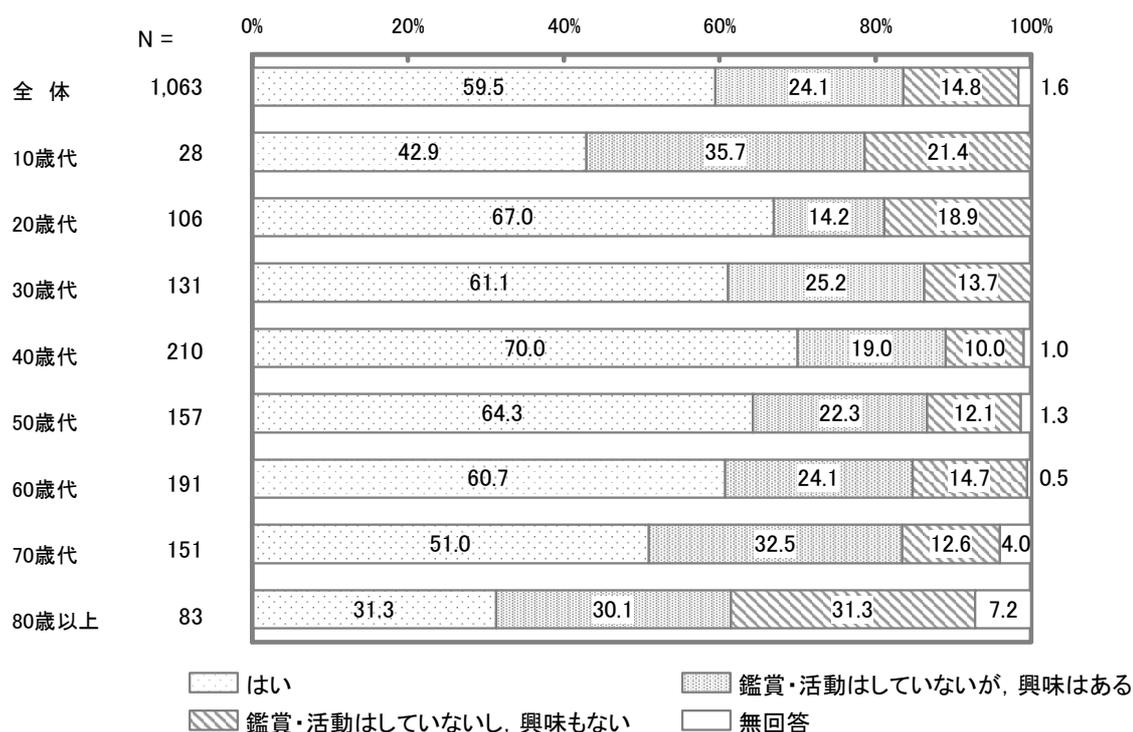
[調査の概要]

調査対象	芦屋市在住の18歳以上
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成28年(2016年)2月9日から平成28年(2016年)2月29日
回収結果	有効回答数1,063通(有効回答率53.2%)

① この1年間における文化体験・活動の有無

この1年間における文化体験・活動の有無については、「はい」の割合が59.5%と最も高く、次いで「鑑賞・活動はしていないが、興味はある」の割合が24.1%となっており、文化に関心のある人が8割を超えています。

【この1年間における文化体験・活動の有無】

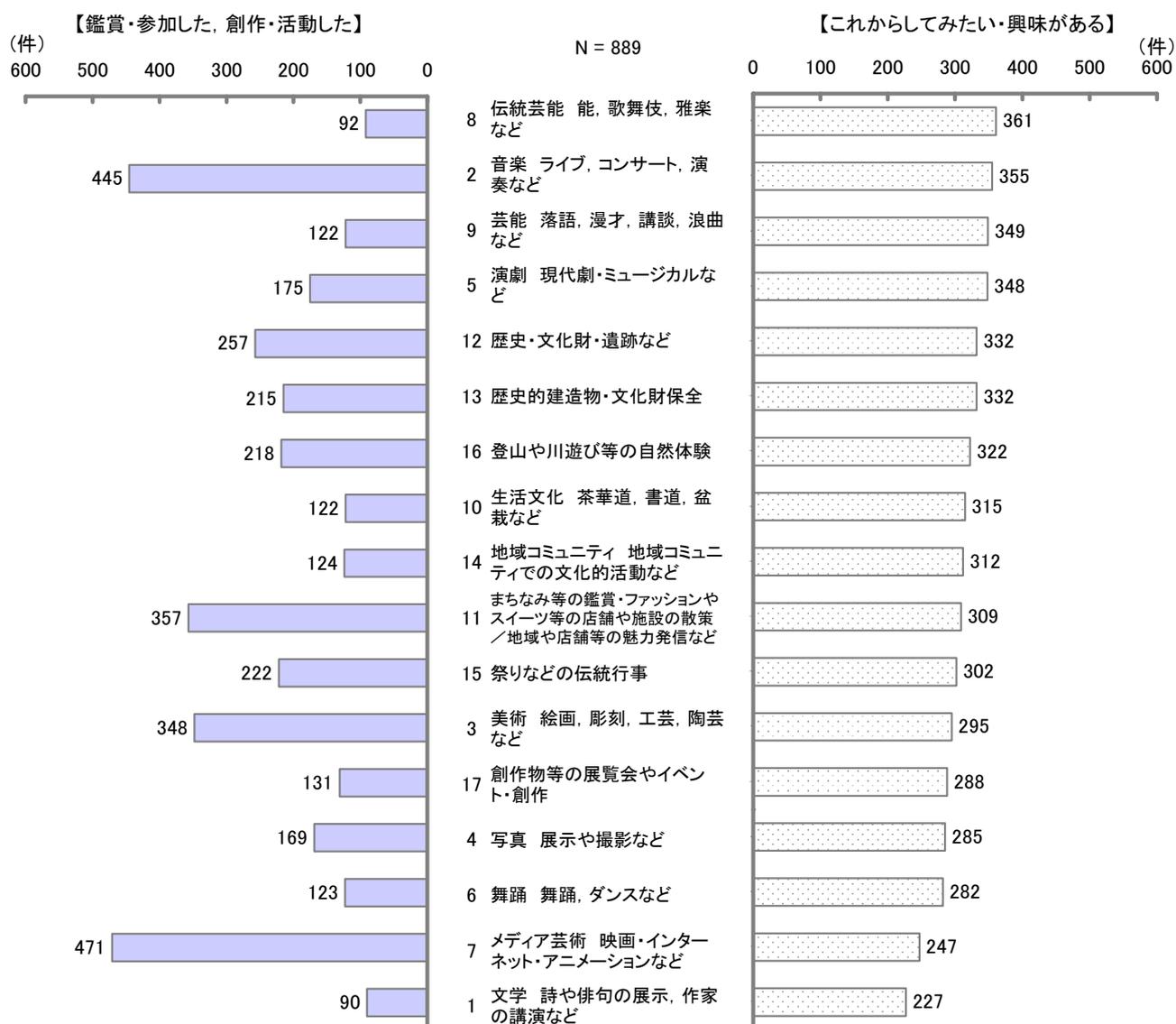


鑑賞・参加・創作・活動した内容は、「7メディア芸術 映画・インターネット・アニメーションなど」が最も多く、次いで「2音楽 ライブ、コンサート、演奏など」、
「11 まちなみ等の鑑賞・ファッションやスイーツ等の店舗や施設の散策／地域や店舗等の魅力発信など」が高くなっています。

一方で、これからしてみたい・興味がある内容については、「8伝統芸能 能、歌舞伎、雅楽など」が最も多く、次いで「2音楽 ライブ、コンサート、演奏など」、「9芸能 落語、漫才、講談、浪曲など」が高くなっています。

なお、その内容の現在の活動場所については、「大阪」が最も高くなるなど、市民は目的ごとに地域を選択して文化を享受している現状がうかがえることから、本市で取り組む事業の選択と集中や近接する都市との連携を視野に入れる必要があります。

【鑑賞・参加の経験と、今後の希望・興味】

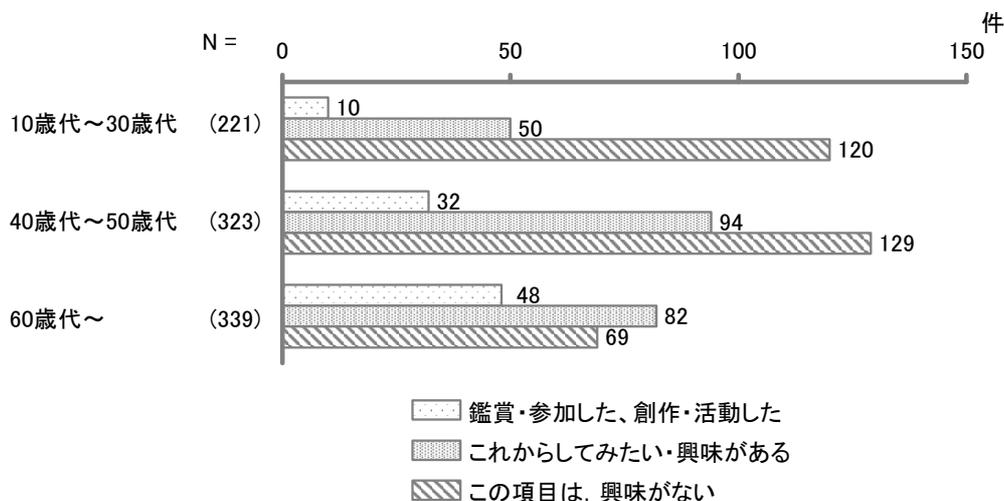


【鑑賞・参加・創作・活動の具体的な場所（「これからしてみたい・興味がある」上位5項目）】

区分	有効回答数	芦屋市内	神戸市	阪神間	大阪	京都	その他	無回答
8 伝統芸能 能, 歌舞伎, 雅楽など	34 件	11.8%	0.0%	2.9%	35.3%	0.0%	0.0%	35.3%
2 音楽 ライブ, コンサート, 演奏など	301 件	13.0%	10.0%	17.6%	36.2%	0.7%	5.3%	17.3%
9 芸能 落語, 漫才, 講談, 浪曲など	41 件	17.1%	9.8%	17.1%	41.5%	2.4%	2.4%	9.8%
5 演劇 現代劇・ミュージカルなど	85 件	4.7%	4.7%	28.2%	35.3%	0.0%	5.9%	21.2%
12 歴史・文化財・遺跡など	60 件	13.3%	6.7%	5.0%	0.0%	40.0%	21.7%	13.3%

鑑賞・参加・創作・活動した内容と、これからしてみたい・興味がある内容でともに、最も低くなっている「文学（詩や俳句の展示，作家の講演など）」については、特に、10歳代～30歳代で「これからしてみたい・興味がある」が低くなっており、読書のまちづくりを進める本市においては、文学に触れるきっかけづくりが求められています。

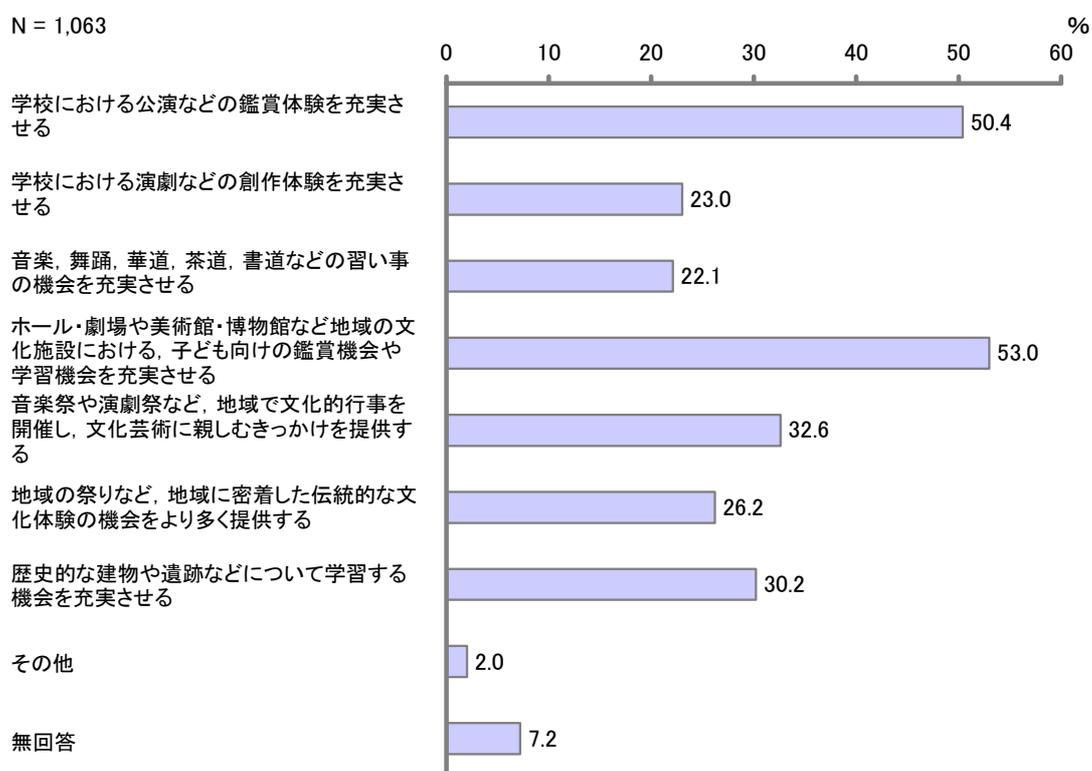
【文学（詩や俳句の展示，作家の講演など）の年代別比較】



② 子どもたちが文化芸術に親しむために重要だと思うこと

子どもたちが文化芸術に親しむために重要だと思うことについては、「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」と「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」の割合がともに5割を超えて高くなっており、文化資源を活用した学校への働きかけなど文化施設からのアウトリーチ活動の取組が求められています。

【子どもたちが文化芸術に親しむために重要だと思うこと】

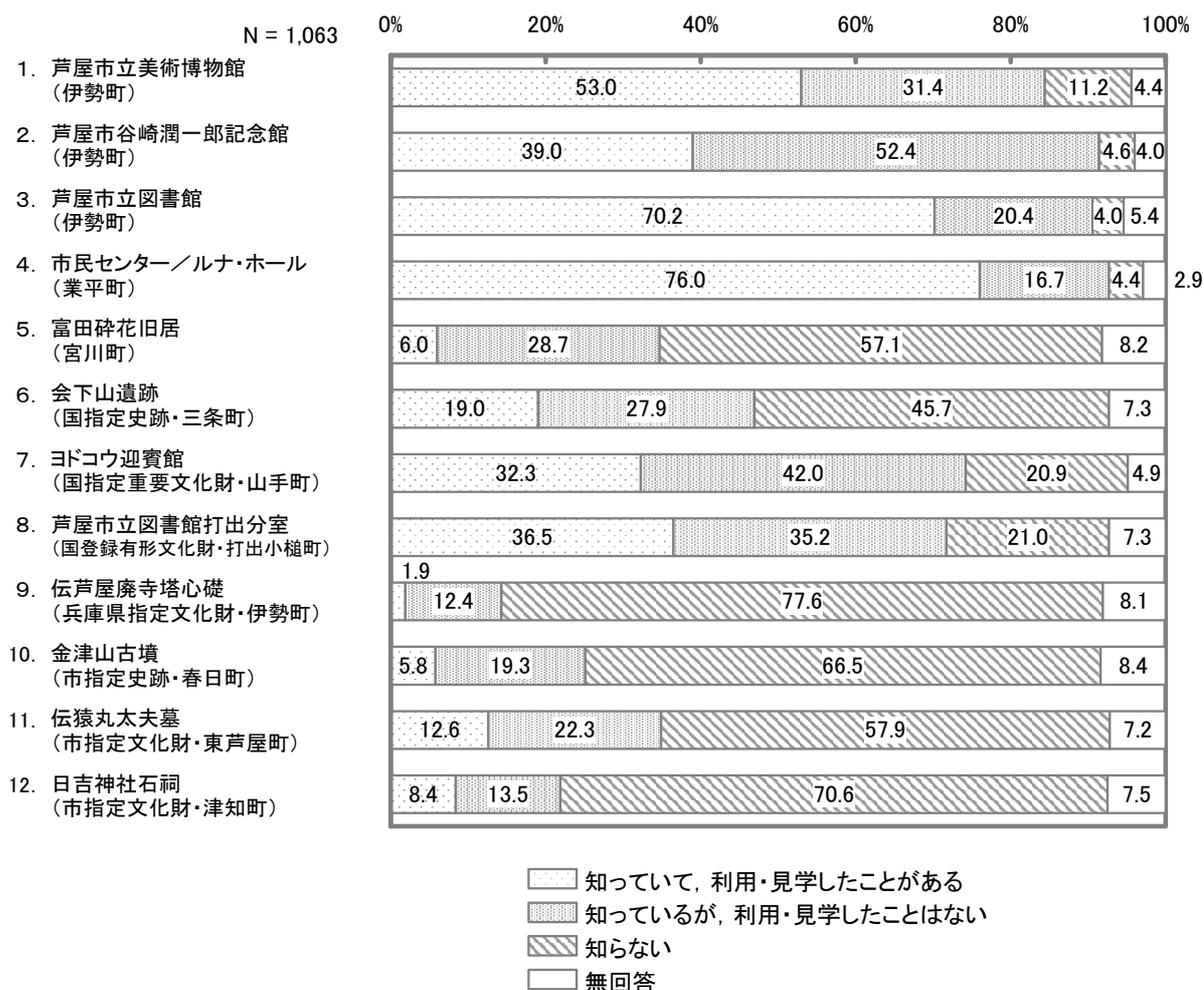


③ 本市の文化資源の認知度、利用・見学の有無

本市の文化資源の認知度、利用・見学の有無については、「3. 芦屋市立図書館」、「4. 市民センター／ルナ・ホール」では、「知っている、利用・見学したことがある」の割合が7割を超えて高くなっています。

一方で、「5. 富田碎花旧居」、「9. 伝芦屋廃寺塔心礎」、「10. 金津山古墳」、「11. 伝猿丸太夫墓」、「12. 日吉神社石祠」では、「知らない」の割合が5割を超えて高く、また「2. 谷崎潤一郎記念館」についても、「知っているが、利用・見学したことはない」の割合が高くなっています。

【本市の文化資源の認知度、利用・見学の有無】



④ 文化に関する情報源

文化活動に関する情報源については、「ポスター・チラシ」が48.4%と最も高く、次いで「Webサイト」(41.2%)、「新聞」(40.7%)と続いています。年代別でみると、30歳代以下の若年層では「Webサイト」、「フェイスブック・ツイッター等SNS」といったパソコンや携帯電話・スマートフォンを利用する手段が多く、40歳代以上では「新聞」、「ポスター・チラシ」、「情報誌・フリーペーパー」といった紙媒体が多くなっています。

【文化に関する情報源】

単位：%

区分	有効回答数(件)	広報紙やホームページなど市役所の発信する媒体	イベント会場	新聞	ポスター・チラシ	Webサイト	情報誌・フリーペーパー	フェイスブック・ツイッター等SNS	テレビ・ラジオ	ロコミ	その他	特になし	無回答
全体	889	36.0	9.0	40.7	48.4	41.2	24.2	14.5	40.2	26.4	3.0	1.8	2.2
10歳代	22	13.6	22.7	18.2	50.0	59.1	13.6	50.0	54.5	22.7	-	4.5	-
20歳代	86	15.1	14.0	12.8	45.3	70.9	20.9	45.3	33.7	26.7	1.2	3.5	1.2
30歳代	113	24.8	8.0	21.2	49.6	61.9	24.8	27.4	31.9	27.4	3.5	-	0.9
40歳代	187	33.7	10.2	34.8	51.3	50.8	34.8	15.0	38.5	27.8	2.1	1.6	2.1
50歳代	136	32.4	9.6	42.6	48.5	52.2	25.0	11.0	49.3	25.0	3.7	2.2	1.5
60歳代	162	46.3	6.8	57.4	46.9	27.2	21.6	3.1	44.4	30.9	1.9	1.9	2.5
70歳代	126	52.4	5.6	61.9	51.6	7.9	17.5	-	37.3	24.6	5.6	1.6	3.2
80歳以上	51	51.0	7.8	51.0	35.3	-	19.6	-	41.2	9.8	5.9	2.0	7.8

⑤ 芦屋市の文化やその活性化に向けて行政の取組として必要だと思うこと

行政として必要な取組については、「【まちづくり】景観の保全・再生のための施策」(42.8%)、「【周知・機会提供】市民が文化芸術や暮らし文化に関心と理解を深めるための施策」(42.2%)、「【子ども・青少年】子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策」(40.4%)が上位3つでありそれぞれ約4割となっています。年代別では、子育て世代である30歳代、40歳代で「【子ども・青少年】子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策」が多く、半数以上を占めています。一方、50歳代から70歳代にかけては「【周知・機会提供】市民が文化芸術や暮らし文化に関心と理解を深めるための施策」が多く、約5割となっています。

【行政として必要な取組】

単位：%

区分	有効回答数(件)	【周知・機会提供】市民が文化芸術や暮らし文化に関心と理解を深めるための施策	【保存・継承】伝統的な芸術文化の保存・継承や文化財の保護・活用するための施策	【活動促進】市民の自主的な活動を支援するための施策	【活動促進】自然と触れ合う機会を促進するための施策	【文化施設】芦屋市美術館博物館など文化芸術関連施設の充実を図るための施策	【まちづくり】文化芸術による地域のまちづくりの活性化を図るための施策	【まちづくり】景観の保全・再生のための施策	【国際交流】国内外の地域との交流を促進するための施策	【子ども・青少年】子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策	【他方面での展開】あらゆる分野(教育・福祉・医療)に文化の要素を取り入れた施策	【各種分野との連携】文化芸術と産業・学術研究による創造的な活動を生み出すための施策	その他	無回答
全体	1,063	42.2	31.5	23.0	32.1	32.0	21.1	42.8	19.4	40.4	24.8	16.6	4.7	5.9
10歳代	28	35.7	39.3	35.7	32.1	17.9	14.3	42.9	35.7	46.4	17.9	14.3	—	3.6
20歳代	106	24.5	29.2	17.0	31.1	22.6	17.9	38.7	24.5	44.3	29.2	17.0	5.7	3.8
30歳代	131	36.6	26.7	21.4	31.3	23.7	24.4	42.0	22.9	59.5	33.6	19.8	6.1	1.5
40歳代	210	41.4	34.8	22.4	38.6	31.0	21.9	40.5	20.5	50.5	31.0	16.7	5.2	3.8
50歳代	157	50.3	35.0	26.8	35.0	34.4	24.8	45.9	19.7	28.7	19.7	20.4	3.2	1.9
60歳代	191	47.1	31.9	25.1	27.7	35.1	20.9	47.6	11.0	34.0	20.4	13.1	3.7	5.8
70歳代	151	49.0	33.1	26.5	34.4	34.4	19.9	44.4	21.2	33.8	23.2	17.2	5.3	12.6
80歳以上	83	39.8	21.7	14.5	18.1	47.0	14.5	37.3	14.5	25.3	15.7	9.6	6.0	18.1

(2) 施設アンケート調査結果について

市内の文化事業に携わる3施設の管理者調査により、3施設とも共通して、ボランティアの協力等を通じて、様々なライフステージに対する文化芸術活動を実施していることがわかりました。また、他施設や商工との連携により、潜在的なニーズの掘り起こしができるのではないかと期待していることがわかりました。

[調査の概要]

調査対象	図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館
調査方法	調査シートによる記入
調査時期	平成28年(2016年)9月
設 問	1 貴団体(施設)の事業活動における近年の来館者の傾向 2 貴団体(施設)の事業活動での課題・対策 3 他の文化施設、文化団体、教育機関、民間団体や市民などとの連携・交流活動の現状と、今後の考え方 4 芦屋市の文化振興に関する情報発信の方法について、不足している、工夫の余地があると思われることと解決方法 5 貴施設が、子どもたちのためにできる、あるいは実施してみたいと考える取組と、実施するにあたっての問題点・課題 6 幅広い年代層に対するアプローチ 7 文化・教育以外の分野と連携することにより、より効果的に進められる事業

[各施設における課題や検討している内容]

【図書館】

- ・おはなしの会や絵本の読み聞かせについて、ボランティアの協力を得ながら実施している。
- ・ライブラリーコンサートやギャラリー展示のほか、乳幼児、小・中学生、高校生など年代別の事業や、障がいのある人に対するサービスとして、ボランティアによる録音図書や点字図書の作成等の協力を得ている。
- ・今後は、乳幼児とその保護者に対する積極的なアプローチを検討している。

【谷崎潤一郎記念館】

- ・これまでに、少年の世界を描いた谷崎作品「小さな王国」を紙芝居化し、イベントを開催した。幅広い年代層に対するアプローチとして、「文豪ストレイドッグス展」を行い、近代文学にあまり関心のない若い世代に文学館を知ってもらうきっかけとして開催している。

【美術博物館】

- ・事業活動での課題・対策について、幼稚園・小学校・中学校の団体鑑賞を増やしたい。
- ・情報発信の方法として、市ホームページにおける「文化ゾーン」のPRが不足している。
- ・子どもたちを対象に「びはくルーム」のワークショップを開催しているものの、参加者が幼稚園・小学校低学年が多く、3年生から6年生の参加が少ない。

5 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題

これまでの文化芸術振興施策を踏まえ、平成 27 年度（2015 年度）に実施した市民アンケート調査やヒアリング等から、本市における文化に関わる現状と課題を整理しました。

(1) 文化芸術に関する積極的な情報発信

アンケート調査から、文化に関心のある市民が 8 割を超えており、国際文化住宅都市建設法（昭和 26 年（1951 年）法律第 8 号）が適用されるなど阪神間モダニズムが根付いた芦屋ならではの風土を裏づける結果となっています。一方で、多忙、関心のある催しや活動が少ないことを理由に鑑賞・活動しない人も多く、市内の文化施設や文化財に対する認知度や利用度が低くなっています。

また、欲しい情報については、「市内の展覧会や公演などの情報」と「市内のまちあるき情報（店舗や各種イベント情報など）」の割合がともに 5 割を超えて高くなっています。公共施設や民間施設等で開催されている催し等についての情報発信力が弱く、市民にはこうした催しが広く知られていないことが考えられます。

今後、これらの情報を集約・整理し、発信する仕組みづくりが必要です。

(2) ライフステージに応じた文化政策の展開

アンケート調査から、年代によって市民の文化芸術活動への鑑賞や体験・活動等、ジャンルや頻度など関わり方は様々であることがわかります。文化芸術に関心を持つことは、長期的な視点では、文化芸術に関わる人材を育成し、文化芸術振興につながっていくとともに、芦屋を支える担い手となる市民一人一人の創造性を引き出すことにつながります。様々な年代の市民が、生涯を通じて文化芸術に関われるよう、ライフステージに応じた文化政策の展開を工夫していく必要があります。

また、文化芸術活動としてグループや教室等には属さず個人的に楽しんでいる市民が多いこともアンケート調査から読み取れます。これまで地域への関わりが少なかった人が、今まで培ってきた知識や経験等を生かすことにより、文化芸術分野の活動が活発になるよう、活動に参加できる機会の充実を図っていくことが必要です。

(3) 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策

アンケート調査において、子どもたちが文化芸術に親しむための重要な取組については、「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」と「学校における公演などの鑑賞体験を充実させる」が、ともに約5割を占めています。そのため、子どもを対象とした作品展を開催するなど、創作活動や発表の場を提供することにより、次代の芦屋の文化芸術を担う子どもが心豊かに育ち、創造力を養っていくことが必要です。

学校教育における文化芸術活動を通じて、子どもたちの豊かな情操や規範意識、自尊感情、他者への思いやり、社会性などを育むことが重要です。

(4) 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

アンケート調査において、行政の取組として必要なことは、「【まちづくり】景観の保全・再生のための施策」の割合が最も高く、次いで「【周知・機会提供】市民が文化芸術や暮らし文化に関心と理解を深めるための施策」の割合が高くなっています。

文化が持つ力によって社会の基盤形成や産業活動が発展するなど、都市の発展に寄与する仕組みづくりが必要です。また、クリエイターなど民間の感性が芦屋のまちに反映される仕組みなどを検討し、芦屋のブランド価値を持続的に高めていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

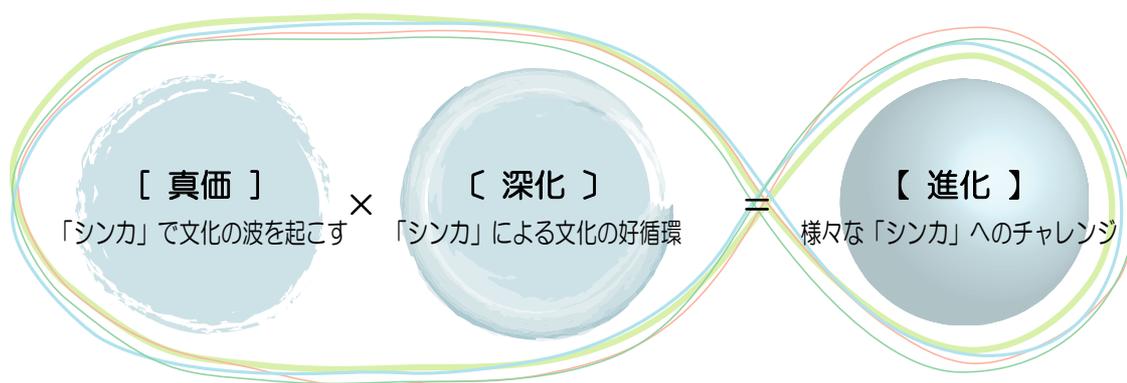
1 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）

本市では、北に六甲の山並みと南に広がる大阪湾、市域を流れる芦屋川・宮川など、豊かな自然環境に育まれた住環境や景観を芦屋文化の基盤として、「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、国際文化住宅都市にふさわしい魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかし、日本全体の人口減少が進む中で、将来において本市もその例外ではなく、地域活力の低下とそれに伴う文化資源や市の魅力への影響が懸念されます。

将来の人口減少社会を見据え、今後の文化政策の方向性として、まちづくりのあらゆる施策に文化の要素を反映させることを基本とします。その中で芦屋の文化が日常生活と密接に関連し、生活そのものを楽しみ、精神的に豊かに暮らすライフスタイルである「暮らし文化」に光を当て、身近すぎて気づかない、あるいは広く知られていない地域の魅力【真価】を再確認し、ゆとりと潤いのある充実した人生を送ることができるよう最大限に発信します。

そして、文化を軸に人々が惹きつけられ、つながり、更に交流が【深化】することで、新しい価値観の創造や、新たな発展の可能性を広げ、一層魅力的なまちに【進化】することを目指します。



これまで築きあげた芦屋文化の「真価」を発揮し、今のまちづくりを「深化」させ、一層魅力的なまちに「進化」する。

2 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目

文化は、人々の心の潤いや生きがいとなり、豊かな生活を送る上で不可欠な要素であるとともに、文化が持つ力（感動をもたらす活動を通じた人のネットワーク化、居場所の創出、まちの魅力創造・発信による施策推進効果）は、社会の基盤形成や産業活動などで大きな役割を担い、都市の発展に寄与します。そこで、文化政策の推進にあたっては、福祉や教育など、あらゆる場面で文化的要素を取り入れ、政策間連携や戦略的なまちづくりの施策展開を基本とし、次のとおり重点取組項目を定めます。



3 施策の体系

【重点取組項目】

【施策の方向性】

- ① 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

- (1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり
- (2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり
- (3) ユニバーサル社会づくりを目指した生涯学習活動の振興
- (4) 文化ゾーンの活性化、各種施設の有効活用
- (5) 文化芸術を行う団体への支援
- (6) 文化に関する情報発信の強化

- ② 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

- (1) 豊かな情操を育む体験活動の推進
- (2) 地域社会とのつながりによる文化体験
- (3) 親子に向けた積極的な情報発信

- ③ 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

- (1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり
- (2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり
- (3) 読書のまちづくりの推進
- (4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信

第4章

全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進

豊かな自然環境や本市固有の歴史、郷土文化などを生かした活動を推進するとともに、本市の文化芸術を活性化するため、地域の文化芸術を支える人材の育成や市民、文化芸術団体を支援します。

また、福祉や教育など様々な分野での課題解決に向けて、積極的に「文化」の要素を取り入れ、政策間連携による文化政策を展開します。

【施策の方向性】

(1) 誰もが文化を身近に楽しめる仕組みづくり

市民が文化に対する関心や理解を深めるための普及啓発に関する取組や、市民が文化を鑑賞する機会の充実、また、市民自らが文化活動を行うための機会の充実や情報提供に一層取り組みます。

文化芸術鑑賞をしたいと思っても、時間がとれない、場所が遠い、育児や介護で出かけられないなどの理由で参加できない人も多いため、地域の公共施設などで、様々な分野の文化芸術を対象としたワークショップの開催などのアウトリーチ活動により、幅広い市民が身近に文化芸術に触れる機会を拡充します。

〔新規・拡充検討項目〕

- 文化に関する様々な情報提供
- アウトリーチ活動（文化芸術を対象としたワークショップの開催など）

〔第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業〕

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
1	各種媒体を活用した情報発信	■ 「広報あしや」に加え、インターネットを中心とした動画配信など様々な媒体での情報発信	広報国際交流課
2	さくらまつり開催支援	■ さくらまつり協議会への活動助成及び交通安全対策への助成	市民参画課
3	ふれ愛シネサロン	■ 映画の鑑賞を通じて、人権や平和について考える機会の提供	人権推進課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
4	あしや秋まつり開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 秋まつり協議会への活動助成及び交通安全対策への助成 	経済課
5	あしや山まつり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 奥池地域で自然を楽しむとともに、コンサートなど無料で文化に親しむイベントを実施 	経済課
6	ヒューマンライツシアター	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権、平和等に関する映画上映・世界の名作映画上映 	上宮川文化センター
7	保健福祉フェア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の福祉活動報告、健康増進の啓発、コンサートや出店、障がいのある人とのスポーツ交流広場など、あらゆる世代が楽しめるイベントの開催 	保健センター 福祉センター
8	サマーカーニバル開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 芦屋市民まつり協議会への活動助成及び交通安全対策への助成 	公園緑地課
9	ホスピタルフェスタ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体験コーナー、公開講座、院内コンサート等を院内開放して実施 	市立芦屋病院
10	マチネーコンサート	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入院患者等に癒しを提供するため、月1回日曜日に外来ホールを利用して実施（演奏はボランティアによる） 	市立芦屋病院
11	富田碎花顕彰事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富田碎花賞の実施 ■ 富田碎花旧居の公開 	生涯学習課
12	文化財保護及び啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市ゆかりの文化や芸術、文化財に対する理解・関心を深める展示やイベント等の実施 	生涯学習課
13	ルナ・ホール事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ ルナ・ホールを利用し、発表及び鑑賞の場を提供 	市民センター
14	市民会館文化事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民ステージ、市民ギャラリー、市民絵画展を実施 	市民センター

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
15	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会の開催 ■ 文化ゾーンの3館（図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館）による連携事業の実施 ■ SNS等を活用した情報発信 	谷崎潤一郎記念館
16	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化ゾーンの3館（図書館、谷崎潤一郎記念館、美術博物館）による連携事業の実施 ■ SNS等を活用した情報発信 	美術博物館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
①	さくらまつり開催 <ul style="list-style-type: none"> ■ 芦屋川の桜と市民が参加するコンサート等を鑑賞するイベントを実施 	さくらまつり協議会※ ¹
②	さくらまつり写真コンクール <ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の桜をテーマにした写真を市民から募り、コンクールを実施 	芦屋観光協会
③	サマーカーニバル開催 <ul style="list-style-type: none"> ■ 総合公園をメイン会場にして、イベント、花火打ち上げ等運営者・参加者の交流を促進 	芦屋市民まつり協議会※ ²
④	あしや秋まつり開催 <ul style="list-style-type: none"> ■ こどもみこし、だんじり巡行などを通じ、収穫祭の伝統を継承 	あしや秋まつり協議会
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国指定史跡会下山遺跡の清掃奉仕活動 ■ 国指定重要文化財ヨドコウ迎賓館における雛人形展や各種イベント ■ 市内施設博物館・美術館における各種事業 ■ だんじりに関するイベント ■ 芦屋神社鳳輦<small>ほうれん</small>の巡行 ■ 伝統文化親子教室の実施 	芦屋ライオンズクラブ (株)淀川製鋼所 市内の施設博物館・美術館 芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会 伝統文化を実施する各種団体
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライブラリーコンサート ■ ギャラリー展示 	図書館【友の会】

※1：商工会，自治会連合会，環境衛生協会，婦人会，社会福祉協議会，観光協会，納税協会，経済人会議

※2：商工会青年部，NPO法人国際交流協会，防犯協会，自治連合会，スポーツ推進委員会，スポーツクラブ21連絡協議会，子ども会連絡協議会，国際ソロプチミスト芦屋，三条・潮見・精道・岩園・朝日ヶ丘コミュニティ・スクール，(社)兵庫県宅地建物取引業協会芦屋・西宮支部，(社)シルバー人材センター，サッカー協会，業平ライオンズクラブ，特定非営利活動法人花朗会花壇，身体障がい者福祉協会（順不同）

【コラム 芦屋の三大まつり】

さくらまつり

国道2号以北の芦屋川沿いには、約150本のソメイヨシノの桜並木が続き、毎年4月上旬に、市民センター西側の「芦屋さくら通り」で、「芦屋さくらまつり」が開催されます。

このまつりは、市内の8つの団体で構成する「芦屋さくらまつり協議会」の主催で、平成28年（2016年）に28回目を迎えました。

まつり期間中は、出店や芦屋川特設ステージでの演奏、夜には桜のライトアップなど、1日中楽しみながら美しい桜を鑑賞することができ、皆さまから好評を得ています。

来場者や清掃ボランティアのご協力により、ごみが散乱していない大変クリーンなまつりであることも特徴的です。



芦屋さくら通り



桜のライトアップと特設ステージ

サマーカーニバル



縁日を楽しむ人々



夜空を彩る花火

平成28年（2016年）で38回目を迎える「サマーカーニバル」は、昭和54年（1979年）に芦屋浜シーサイドタウンのまちびらきを機に、市民の一体感をより高めるために開催して以来、阪神・淡路大震災の年も途切れることなく開催され、夏の風物詩として欠かせない存在となっています。

毎年7月の土曜日に、芦屋市民まつり協議会の主催で、潮芦屋ビーチ、潮芦屋緑地、総合運動公園を会場に開催されます。

当日は、イベントや縁日を楽しむ人々でにぎわい、まつりの締めくくりは、花火が夜空を彩ります。

秋まつり

「あしや秋まつり」は、秋の伝統文化を育てるために、以前から行われていた「あしや米まつり」と同時開催で、平成元年（1989年）に始まりました。

毎年10月中旬に、近年では精道小学校校庭と東側道路を会場として、こどもみこしやバトンリングのパレード、市内6基のだんじりねり回し、出店や野菜販売、音楽ステージなどが行われます。

第28回となる平成28年（2016年）からは、市民活動センターと連携し、まつり参加者が、会場でのごみの分別と会場のごみ拾いに積極的に参加できるように工夫し、クリーンでエコなまつりの運営に努めています。



だんじりねり回し



会場の精道小学校グラウンド

(2) 文化活動を通じた地域のつながりづくり

市内全域で日常的に文化芸術に触れ、親しめる機会の拡充を図るとともに、自ら学んだ成果を発表する場や機会を提供し、「個人の学び」から「仲間づくり」や「学習成果の活用」を通して、社会へ還元し「地域社会の形成」へと発展していく機会を提供することで、「知の循環型社会」を目指した仕組みづくりを進めます。

また、芦屋ゆかりの文学（ライトノベル等）やメディア芸術作品を生かす取組を検討し、子どもから高齢者まで文化活動を通じて地域がつながる取組を進めます。

[新規・拡充検討項目]

- 「知の循環型社会」を目指した仕組みづくり
- 芦屋ゆかりの文学やメディア芸術作品を生かす取組

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
17	あしや秋まつり開催支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 秋まつり協議会への活動助成及び交通安全対策への助成 	経済課
18	保健福祉フェア（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の福祉活動報告、健康増進の啓発、コンサートや出店、障がいのある人とのスポーツ交流広場など、あらゆる世代が楽しめるイベントの開催 	保健センター 福祉センター
19	ホスピタルフェスタ（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体験コーナー、公開講座、院内コンサート等を院内開放して実施 	市立芦屋病院
20	マチネーコンサート（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入院患者等に癒しを提供するため、月1回日曜日に外来ホールを利用して実施（演奏はボランティアによる） 	市立芦屋病院
21	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の社会教育関係団体や、社会教育活動を通じて学んだ市民による出前講座の実施 	生涯学習課
22	文化財保護及び啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財ボランティアの養成 	生涯学習課
23	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本の虫ねっと連絡会への参加及び調整等の支援 	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
24	講座・セミナー・公民館 音楽会等の開催	■ 市民の学習ニーズ及び市の教育方針に基づき、講座・セミナー・音楽会などを実施	公民館
25	芦屋川カレッジ・芦屋川 カレッジ大学院	■ 芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ 大学院の実施	公民館
26	常設展示事業・公民館 ギャラリー	■ 展示による学習機会の提供（常設 展示事業）、市民の学習成果の発表 の場を提供（公民館ギャラリー）	公民館
27	図書館運営事業 （収集整理利用）	■ おはなしの研究会 ■ 絵本の研究会	図書館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
⑦	あしや秋まつり開催（再掲） ■ こどもみこし、だんじり巡行などを通じ、収穫祭の伝統を継承	あしや秋まつり協 議会
⑧	■ 市民ギャラリー、茶華道、演奏会 ■ 合唱会、またスポーツ・科学等の体験教室等の実施	社会教育関係団体 コミュニティ・ス クール

[コラム 芦屋神社境内古墳・会下山遺跡]

芦屋神社境内古墳は、芦屋神社の境内南西部にある古墳時代後期（6世紀末）に築造されたと推定される横穴式石室墳です。現在は単独で存在していますが、本来は群集墳である天神山古墳群を構成していた1基です。市内の横穴式石室墳の中で、唯一天井石材が完全に残り、墳丘も良好に残っています。発掘調査はされておらず、詳細は不明です。墳丘の形態は円墳で、その規模は径19m、高さ3.5mで、横穴式石室は、現状で全長10.4m、幅1.7m、高さ2.1mです。

なお、この古墳には、芦屋川上流の弁天岩に祀られていた水神が移され、古墳の前には「水神社」の石碑が建てられています。

会下山遺跡は、昭和29年（1954年）に発見された弥生時代中期～後期（紀元前2世紀～紀元1世紀）の高地性集落跡です。昭和31～36年（1956～1961年）に発掘調査を実施しました。平成23年（2011年）2月7日には、国指定史跡に指定されています。

遺跡は会下山全体に広がっており、竪穴住居跡や祭場跡、火たき場跡、堀跡、墓跡等が発掘されています。現地には高床倉庫を復元しています。

標高200mの山頂付近からの眺望は大変良く、遠くの地域まで見渡すことができます。

芦屋市聖苑の門の東側にある登山道入り口から登山道を歩いてたどり着くことができます。

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
35	シルバー人材センター支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が就労を通して様々な活動を展開し、住みよいまちづくりに貢献できるよう支援 	高齢介護課
36	ホスピタルフェスタ（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 体験コーナー，公開講座，院内コンサート等を院内開放して実施 	市立芦屋病院
37	マチネーコンサート（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者等に癒しを提供するため，月1回日曜日に外来ホールを利用して実施（演奏はボランティアによる） 	市立芦屋病院
38	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係団体の登録を行い，登録団体に対して情報発信や補助金等の活動を支援 	生涯学習課
39	市民会館文化事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 市民ステージ，市民ギャラリー，市民絵画展を実施 	市民センター
40	図書館運営事業 （収集整理利用）	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者サービス（デージー図書貸出，宅配サービス等）の実施 	図書館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
⑨	<ul style="list-style-type: none"> 年2回のバス旅行により市民が市外の文化に触れる機会を提供 	芦屋観光協会
⑩	<p>芦屋市障がい児・者作品展</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市民に，障がい児・者への理解を深めてもらうことを目的に作品を展示 	芦屋市自立支援協議会 芦屋市団体連合会 芦屋特別支援学校 あしやNPOセンター 芦屋市社会福祉協議会
⑪	<ul style="list-style-type: none"> 各種講座，手芸，着付け教室などを独自事業として実施 	シルバー人材センター
⑫	<ul style="list-style-type: none"> ギャラリーやコンサート等の文化的行事を実施 	介護保険サービス事業者等

No.	事業内容	実施主体
⑬	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康づくりや歌唱, 民謡, 踊りなどの活動の実施 ■ 演芸フェスティバルでの発表 	老人クラブ
⑭	<ul style="list-style-type: none"> ■ 絵画, 写真, 演劇, ハイキング等の活動の実施 ■ 演芸フェスティバルへの出演 	あしやYOクラブ
⑮	<ul style="list-style-type: none"> ■ 芦屋発の中高齢者向けの情報誌を発行し, 高齢者に居心地のいい(niche), 地域の居場所づくり活動の展開 	NPO「にっち倶楽部」
⑯	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自立・奉仕・助け合いをモットーに社会参加と市民相互扶助の精神に基づく高齢社会にふさわしい地域社会づくり活動の展開 	NALC (ニッポン・アクティブライフ・クラブ)
⑰	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の生きがいづくりに寄与する事業の展開 	NPO「結」

[コラム 市立芦屋病院での取組]

マチネーコンサート

市立芦屋病院の外来棟4階で、毎月1回、日曜日に開催する「マチネーコンサート」は、病院の内外から、毎回多くの方が参加され音楽を身近に楽しんでいます。

平成8年（1996年）12月の第1回コンサートから18年目、第200回となる平成26年（2014年）12月には、18周年記念コンサートを開催、更に、200回記念コンサートを同年12月23日にルナ・ホールで盛大に行いました。



ボランティアによる演奏



200回記念コンサート



200回記念コンサート

市民ギャラリー



市民ギャラリー

入院中の方や来院される方々への「心の癒し」と「安らぎ」をお届けするため、毎月、4階渡り廊下にて市民ギャラリーを開催しています。

市立芦屋病院では、この他にも様々な取組を行っています。

(4) 文化ゾーンの活性化, 各種施設の有効活用

市民の文化芸術活動が充実するような施設整備, 運営を行うため, 文化ゾーン(図書館, 谷崎潤一郎記念館, 美術博物館)の利点を生かし, 3館の連携・協力による事業を進めます。

また, 住宅(店舗)ストックや市の保有施設など様々な場を活用し, 市民や民間事業者が主体の企画やイベントを支援するとともに, 文化芸術に関するワークショップなどが展開できるような新たな文化芸術活動の場の確保を検討します。

[新規・拡充検討項目]

- 文化ゾーン(図書館, 谷崎潤一郎記念館, 美術博物館)の利点を生かした3館の連携・協力事業
- 企画やイベントでの住宅(店舗)ストックや市の保有施設の活用

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
41	老人福祉会館の運営	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者が囲碁や将棋等を楽しみながら交流を深めることができる居場所の提供 	高齢介護課
42	ゆうゆう倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校の敷地内に集会所を設置し, 健康体操や手芸, 絵画等の活動を行う市民に開放し高齢者の居場所を提供 	高齢介護課
43	エントランスコンサート(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 月1回, 福祉センターが市民の集いの場となるよう, エントランスコンサートを実施(手話歌レッスンや障がいのある人などが出演) 	福祉センター
44	保健福祉フェア(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の福祉活動報告, 健康増進の啓発, コンサートや出店, 障がいのある人とのスポーツ交流広場など, あらゆる世代が楽しめるイベントの開催 	保健センター 福祉センター
45	ホスピタルフェスタ(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 体験コーナー, 公開講座, 院内コンサート等を院内開放して実施 	市立芦屋病院
46	マチネーコンサート(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入院患者等に癒しを提供するため, 月1回日曜日に外来ホールを利用して実施(演奏はボランティアによる) 	市立芦屋病院

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
47	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の文化芸術活動に資することができる良質な環境づくりとしての各施設整備の実施 ■ コミュニティ・スクールへの活動等支援 	生涯学習課
48	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の文化芸術活動に資することができる良質な環境づくりとしての各施設整備の実施 	谷崎潤一郎記念館
49	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の文化芸術活動に資することができる良質な環境づくりとしての各施設整備の実施 	美術博物館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
⑩	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自己所有のセンター（大原文化センター）を拠点に多世代に向けた文化活動を展開 ■ 高齢者向けの活動の実施 	NPO「びゅう」
⑪	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内の小中学校施設を活用した文化・スポーツなどの自主的な活動の実施 	コミュニティ・スクール
⑫	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライブラリーコンサート（再掲） ■ ギャラリー展示（再掲） 	図書館【友の会】

[コラム 富田碎花旧居]

「兵庫県文化の父」と呼ばれた詩人、富田碎花の旧居。昭和9年（1934年）から昭和11年（1936年）までは、谷崎潤一郎と妻の松子が居住していました。現在の展示棟はもともと谷崎の書斎で、昭和10年（1935年）にこの建物で『源氏物語』の現代語訳に着手しました。昭和11年（1936年）に谷崎が住吉に移転した後、昭和14年（1939年）5月に富田碎花が入居しました。

母屋は昭和20年（1945年）の空襲によって焼失し、昭和29年（1954年）に再建されたものです。碎花が昭和59年（1984年）10月17日に93歳で逝去した後、市が譲り受けて、できるだけ元の姿をとどめる形で復元整備をしました。昭和62年（1987年）5月より富田碎花旧居として公開し、現在に至ります。



(5) 文化芸術を行う団体への支援

市民と文化芸術団体の様々な文化芸術活動が活発に行われるよう、国や県の様々な補助金や助成金等についての情報を提供するとともに、本市が実施している文化芸術活動への参画を促し、活動の機会を提供します。

[新規・拡充検討項目]

- 国や県の様々な補助金・助成金に関する情報提供
- 文化芸術活動への参画の促進、活動の機会提供

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
50	市民文化賞	■ 文化の向上に貢献された方への顕彰、賞の贈呈	市長室
51	芦屋市芸術文化活動助成及び顕彰	■ 個人又は団体に対する活動助成・顕彰	市民参画課
52	市後援名義の使用承認	■ 活動団体に対する後援名義の使用承認	市民参画課 教育委員会管理課
53	地区集会所での社会教育関係団体等の使用料減免	■ 地区集会所での活動促進のため、使用料を減免	市民参画課
54	財産区に関する事務	■ 山車維持管理費補助金	用地管財課
55	生涯学習推進事業（再掲）	■ 社会教育関係団体の登録を行い、登録団体に対して情報発信や補助金等の活動を支援	生涯学習課
56	富田碎花顕彰事業（再掲）	■ 富田碎花賞の実施 ■ 富田碎花旧居の公開	生涯学習課

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
㉑	<ul style="list-style-type: none"> ■ だんじりに関するイベント（再掲） ■ 芦屋神社<small>ほつれん</small>の巡行（再掲） ■ 伝統文化親子教室の実施（再掲） 	芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会 伝統文化を実施する各種団体

【コラム あおぞらドラマカンパニー】

「この阪神間の地に住む私たちならではのオリジナルなものを発信する。」という理念のもと、国内外の作品を問わず演劇というパフォーマンスを通じて人々にアピールする作品を創造したいという思いから立ち上げられた芦屋市を拠点とするプロデュース・カンパニーです。

近年では、数多くの芸術家や文学者たちが愛した阪神間にゆかりの作品を朗読し、いま一度、彼等の言葉に耳をかたむけ、愛すべきまち‘あしや’を再認識・再発見する企画を定期的上演しています。

また、オリジナル朗読劇「青い空に絵をかこう」を不定期ではありますが、連続上演しています。

この作品は、阪神・淡路大震災での被災体験から生まれたもので、当時、人々が何を思い、どう行動したのか、被災地と他の地域との温度差など、震災を通した人の心を「手紙」という形態で描いています。

阪神・淡路大震災を知らない世代が増える中、後世に語り継ぐために市内の学校やコミスクなどでも上演を繰り返しています。

平成 27 年（2015 年）には、「阪神・淡路大震災 20 周年事業」のメイン事業として、ルナ・ホールで上演しました。

更に、地域の方々とともに朗読の楽しさを分かち合い、小学生への演劇や朗読の指導を通じて豊かな人間性、社会性を生み出せるよう活動を続けており、毎年市民ステージで行う日頃の成果の発表も活動の中心となっています。

（芦屋市社会教育関係団体）



(6) 文化に関する情報発信の強化

文化芸術団体等と連携しながら、文化芸術活動や文化芸術施設などの情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じ積極的な情報提供を行います。

また、ソーシャルメディアなどを活用し、本市の文化資源を積極的にPRするほか、大学との連携による若い世代の発想を生かした情報発信を検討します。

今後、スマートフォンアプリを活用した市内の文化資源の情報提供など、芦屋の魅力発信について検討します。

[新規・拡充検討項目]

- ソーシャルメディアを活用した情報発信
- スマートフォンアプリを活用した文化資源の情報提供

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
57	文化財保護及び啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」に文化財関連記事（芦屋タイムトラベル）を毎月掲載 ■ SNS等を活用した情報発信 	生涯学習課
58	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	生涯学習課
59	図書館運営事業 （収集整理利用）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「図書館ホームページ」, 「広報あしや」, 「図書館報」による情報発信 	図書館
60	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	谷崎潤一郎記念館
61	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	美術博物館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
②②	■ 観光案内ボランティアによる市内の文化・歴史を紹介するツアーの実施	芦屋観光協会
②③	■ SNSによる本市の文化・名跡・史跡等の紹介	芦屋観光協会
②④	■ スマートフォンアプリによる市内の文化施設、行事等の情報発信	芦屋市商工会

[コラム あしやつくる場]

毎年、春と秋に美術博物館の前庭で手づくり品の販売やワークショップを開催する「ART MARKET あしやつくる場」。

本イベントは、「つくる」をキーワードとし、誰かがつくったものに触れたり、自分自身でつくることにチャレンジしてみたり、つくることを通して楽しい時間を過ごすイベントで、公募出店ブース以外にも美術博物館がセレクトした雑貨や古書、おいしい食べ物などを販売するブースを用意し、楽しいワークショップや音楽ライブを開催します。



第5章 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進

子どもや青少年が豊かな心や感性、創造性等を育むことができるよう文化芸術活動としての創作や発表の場を充実するとともに、次世代の文化芸術の担い手を育成します。

【施策の方向性】

(1) 豊かな情操を育む体験活動の推進

子どもたちの豊かな創造性・社会性などを育むとともに、文化芸術の未来の担い手を育成するため、学校や文化施設などで、質の高い音楽や演劇、絵画、伝統文化等、本物の芸術に触れる機会の充実を図ります。

また、子どもたちの豊かな心と体を育むため、栽培から収穫、料理を通じた体験学習や、地元シェフと連携した食育事業の実施など、食から広がる様々な取組を推進します。

[新規・拡充検討項目]

- 食育と連動した体験学習や地元シェフと連携した食育事業など、食から広がる様々な取組

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
62	児童センター映画会	■ 子どもの想像力や表現力を養い、文化・芸術活動を高めることによる児童の健全育成の推進	上宮川文化センター
63	児童健全育成事業	■ 小学生を対象に芸術、文化、運動などの分野での体験活動を通じた児童の健全育成の推進 例) ジュニアクラブ チャレンジクラブ等	上宮川文化センター

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
64	生活発表会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園，保育園での劇遊びや音楽遊び等の文化活動を通した発表 	子育て推進課 学校教育課
65	国際理解教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒の異文化に対する理解や関心の向上に向けた国際交流 ■ 外国語によるスピーチコンテストの実施等，外国にルーツのある児童生徒と他の児童とが相互に学び合い，高め合える機会の提供 	学校教育課
66	文化体育振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自由研究教育活動展として，小中学生の夏休みの自由研究や幼稚園の教育活動の紹介 ■ 中学校総合文化祭での各校の代表クラスの合唱，全員合唱，吹奏楽部，合唱部の発表 ■ 造形教育展として幼稚園・小学校・中学校の絵画や立体作品の展示 ■ 芦屋市吹奏楽連盟演奏会として，市内中学校，高等学校の吹奏楽部，コミスクなどの団体の吹奏楽演奏会の実施 	学校教育課
67	学校給食関係事務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校給食展の開催（芦屋の学校給食に関する理解と学校・家庭・地域が連携を深め児童生徒の健全な心身の発達に資する望ましい食生活の探求） 	学校教育課
68	読書活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもに読ませたい図書リスト400選の配布と活用 ■ 春・秋の読書週間及び月間時の読書推進啓発 	学校教育課
69	富田碎花顕彰事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもや親子を対象とした事業の実施 	生涯学習課
70	文化財保護及び啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもや親子を対象とした事業の実施 	生涯学習課
71	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもや親子を対象とした事業の実施 	美術博物館

[市民・団体等の関連事業]

No.	事業内容	実施主体
⑳	<ul style="list-style-type: none"> ■ 親子を対象とした鑑賞会等の実施 ■ 伝統文化親子教室の実施 	芦屋市PTA協議会 伝統文化を実施する各種団体
㉑	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産官学連携による市内の魅力ある文化資源の紹介 	芦屋観光協会
㉒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後こどもプラン事業の教室型事業の実施 	図書館【友の会】

[コラム 本市の学校給食]

本市の学校給食は小学校 8 校で実施し、中学校においては、平成 27 年度（2015 年度）より潮見中学校で開始し、平成 30 年度（2018 年度）山手中学校、平成 32 年度（2020 年度）精道中学校でも開始予定です。平成 28 年度（2016 年度）4 月現在、小学校約 4,800 人の児童と中学校約 400 人の生徒に手作り愛情給食を提供しています。

本市では、県内でも珍しい単独献立・単独調理方式というシステムで給食が作られています。各校の栄養教諭または管理栄養士が献立作成、給食物資の発注を担当し、各校の給食室で調理師が腕によりをかけて調理を行っており、学校給食の特色をつくり出しているのは柔軟に対応できるこのシステムだからこそです。

- ★学校給食を生きた教材とした食育がされている。
- ★学校行事や児童生徒に合わせた献立ができるので、児童生徒の給食に対する意識も高まる。
- ★農作物の急な価格変動などにも物資、献立変更により対応することができる。
- ★発注量が多いと無理な物資も、各校単位だと可能になる場合もあり、メニューのレパートリーが広がる。
- ★新しい企画（シェフとのコラボや出前授業）など、魅力ある給食を実施できる。



主食・主菜・副菜の揃った献立の一例

ご飯+苦瓜の佃煮・牛乳・鶏のあられ揚げ+玉ねぎあんかけ
みそ汁・きゅうりとコーンのサラダ



創立記念日のお祝い献立

赤飯+ごま塩・牛乳・擬製豆腐
磯香汁・紅白なます
酢ゼリー和え



味覚の一週間 イタリアンのシェフとのコラボ給食(精道小)



味覚の一週間 和食のシェフ&パテシェとのコラボ給食(朝日ヶ丘小)

各校の給食スタッフが「安全・安心な給食」のために知恵と技を出し合い、よりおいしく、楽しく食べてもらうために、様々な工夫や新しい試みにチャレンジしています。その成果として児童生徒、教職員からは、「給食がおいしい」「日本一の給食」という声も聞かれ、高い評価をいただいています。また、保護者や市民からも信頼され、「芦屋の給食」として誇れるものとなっています。

(2) 地域社会とのつながりによる文化体験

学校園，家庭，地域が連携し，勉強や運動・文化活動，地域住民との交流活動等の取組を実施することにより，子どもたちが心豊かで健やかに育つ居場所や環境づくりを推進します。

現在，小学校を利用して，地域の参画も得ながら実施している「あしやキッズスクエア」等において様々な文化体験プログラムを拡充していくことを検討します。

[新規・拡充検討項目]

- 「あしやキッズスクエア」での様々な文化体験プログラムの拡充

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
72	児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 親子での様々な遊びの中で，親子の結びつき，保護者間の交流を促進（親子クラブ，あそびひろば等） 	上宮川文化センター
73	トライやる・ウィーク推進事業	<ul style="list-style-type: none"> トライやる・ウィークの実施（中学校2年生が，一週間の職場体験等を通して地域について学び「生きる力」を育む） トライやるアクションの実施（生徒に地域の一員としての意識を持たせ，地域交流会，地域清掃等に主体的に参加） 	学校教育課
74	特色ある学校園づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育ボランティアによる食育学習として，市内のミシュラン掲載店のオーナーや生産者を招く，体験を通じた食育の促進 	学校教育課
75	あしやキッズスクエア	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の児童が放課後に校庭・校舎を利用した昔遊びやスポーツ体験等を行い，地域の方等の見守りの下で安全に過ごす居場所の提供 	青少年育成課
76	図書館運営事業（収集整理利用）	<ul style="list-style-type: none"> 学校・幼稚園への団体貸出 団体利用の受入れ 	図書館

【コラム あしやキッズスクエア】

あしやキッズスクエア（放課後子供教室事業）は、文部科学省「放課後子供教室事業」に基づいて小学校の余裕教室等を利用し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちが学習・スポーツ・文化活動などに取り組むことを目的とした事業です。本市では平成 27 年度（2015 年度）に精道・山手・潮見小学校を皮切りに、平成 28 年度（2016 年度）には、宮川・朝日ヶ丘・浜風小学校、平成 29 年度（2017 年度）には岩園・打出浜小学校で開始し、市内全 8 小学校での実施を予定しています。



利用時間は、最初に下校する学年の下校時間、3 季休業日や代休日も実施し、年間 230 日程度、毎日 1 小学校あたり平均 20~30 名程度が参加しています。

あしやキッズスクエアでは、将棋やカード・ボードゲームなどアナログ思考の遊びを大切に、異年齢で関わり、友達と群れながら育つことを目指しています。昔は、近所の子どもたちが集い、様々な人の関わりがあり、地域のシルバー世代が見守っていた路地裏を学校内において再構築しようというもので、見守るスタッフ以外にも地域の高校生・大学生・住民の方に遊びのボランティアとして参加していただき、異世代交流も積極的に進めていきます。



また、子どもの頃の体験は人生の基盤となることから、体験プログラムを通し、地域の方の指導の下、様々な文化に触れる機会を設けています。現代の生活では、感じにくくなった季節感も大切に、正月には書初め、凧揚げ、芦屋すごろくかるた、オリンピック開催時には世界の国旗のカードで遊ぶなど、季節や時事を感じ取れるようにしています。

落語教室では素人寄席の落語家の方から所作（しよさ）や上下（かみしも）などについて学び、芦屋の民話、だんじり（秋まつり）、震災など、地域の文化・風習を伝え聞いたりしています。将棋・コマあそび・折り紙など、伝承することが難しくなった日本の昔遊び、日本の行儀作法についての教室もあります。エコの観点や自然の不思議、ソーラーカーや宇宙につながる科学の眼を養う内容も豊富です。造形や音楽に関する教室はもちろんのこと、美術博物館の学芸員の絵画指導、地域の消防署員による防災教室など、芦屋にかかわる様々な人から、子どもたちが多様な学びを得る取組を行っています。

(3) 親子に向けた積極的な情報発信

文化芸術のすそ野を広げるため、特に子どもの頃から本物の文化芸術に親しめるよう、様々な媒体を使い親子に向けた情報提供に取り組みます。

[新規・拡充検討項目]

○ 様々な媒体を活用した親子向けの情報発信

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
77	子育て情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサポートブック「わくわく子育て」、外出支援の小冊子「お散歩マップ」の他、ホームページやスマートフォンアプリを活用した子育て情報の発信 	子育て推進課
78	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 教育力に不安を持つ親子を対象に、社会教育の手法を用いた啓発支援事業の実施（家庭教育支援） 	生涯学習課
79	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> SNS等による子ども向けイベント情報の発信 展覧会等のチラシを市内の小・中学生全員に配布 	美術博物館

[市民・団体等の事業]

No.	事業内容	実施主体
㊸	<ul style="list-style-type: none"> 小学校施設を活用した研修会等の実施 	コミュニティ・スクール 芦屋市PTA協議会

[コラム 星空映画会]



星空の下で映画鑑賞

毎年8月の終わりに、総合公園で子ども向けの映画上映会を開催しています。星空の下、広々とした芝生の上で家族そろって映画を鑑賞し、家族と過ごす夏の思い出のひとつとなるような催しを目指しています。

第6章 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり

芦屋文化を生かした戦略的なまちづくりを推進することは、市外の人々から本市を知ってもらい、一度は訪れてみたいと思うまちにつながるとともに、市民のまちに対する誇りや愛着へとつながります。

本市が持つ文化資源を改めて整理することによって、芦屋ならではの文化的魅力に焦点を当て、その魅力を積極的に発信することにより、まち全体としての価値を高める好循環をつくります。

【施策の方向性】

(1) 暮らしに根ざした文化交流のまちづくり

本市には、芦屋ゆかりの歴史的資産や自然、近代建築など、多くの文化資源があります。こうした芦屋ならではの魅力を生かすとともに、国際理解を深める取組など多様な文化を持つ人との交流を促進し、本市の文化芸術発信力の強化に向けた事業を検討します。

【新規・拡充検討項目】

- 国際理解を深める取組など多様な文化を持つ人との交流促進

【第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業】

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
80	姉妹都市交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 姉妹都市学生親善使節の相互派遣事業 ■ 姉妹都市看護師等交換研修事業 	広報国際交流課 市立芦屋病院
81	富田碎花顕彰事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 富田碎花賞の実施 ■ 富田碎花旧居の公開 ■ 本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施 ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあんぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
82	生涯学習推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 団体やグループからの具体的な事業の企画を審査し、支援を実施（本市の歴史や本市で育んだ文化をテーマにした講座やフィールドワーク、ワークショップ、発表会など） 	生涯学習課
83	文化財保護及び啓発事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」に文化財関連記事（芦屋タイムトラベル）を毎月掲載 ■ 本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施 ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	生涯学習課
84	谷崎潤一郎記念館管理運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会の開催 ■ 本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施 ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	谷崎潤一郎記念館
85	美術博物館管理運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市ゆかりの文化や芸術に対する理解や関心を深める展示やイベント等の実施 ■ 「広報あしや」及び「あしやトライあぐる」でイベント等の情報及び特集番組を掲載・放映 ■ SNS等を活用した情報発信 	美術博物館

[市民・団体等の事業]

No.	事業内容	実施主体
⑳	<ul style="list-style-type: none"> ■ 姉妹都市学生親善使節の相互派遣事業 	芦屋市国際交流協会
㉑	<ul style="list-style-type: none"> ■ コンサート（ロック、ハワイアン、ジャズ等）の開催 ■ 講演会の開催 	芦屋市国際交流協会
㉒	<ul style="list-style-type: none"> ■ だんじりに関するイベント（再掲） ■ 芦屋神社鳳輦<small>ほうれん</small>の巡行（再掲） ■ 伝統文化親子教室の実施（再掲） 	芦屋市文化遺産継承・活性化事業実行委員会 伝統文化を実施する各種団体

[コラム 姉妹都市（モンテベロ市）との交流]

昭和31年（1956年）、当時のアイゼンハワー米大統領が姉妹都市提携運動を大々的に提唱しました。昭和34年（1959年）秋、大阪で開かれた太平洋沿岸市長会議にオブザーバーとしてモンテベロ市議会議員イレーン・カーチナー女史が来日した際、「アシヤ」という高級文化住宅都市の存在を知ったことをきっかけに、昭和35年（1960年）4月の特別市議会で本市と都市提携することを議決、当時のモンテベロ市長タットウィラー氏から内海市長（当時）あてに市議会の決議文を添えて姉妹都市提携締結の申入れがありました。

①人口・都市形態が本市とよく似ていること

②文化水準が高く、今後住宅都市として発展すること

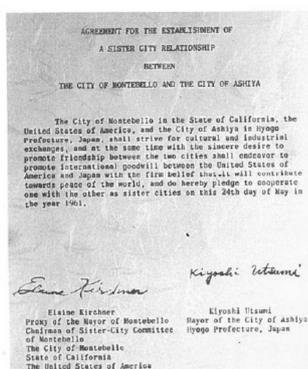
等の理由から、日本で39番目の姉妹都市として姉妹都市提携を締結することとなりました。



55周年記念事業 モンテベロにて



精道小学校講堂で挙行された
提携式の様子



モンテベロ市と本市の
姉妹都市提携協定書

昭和36年（1961年）3月市議会で正式に提携を議決し、同年5月24日に精道小学校での姉妹都市提携式において、モンテベロ市と姉妹提携を結び、相互の交流が始まりました。

両市民の絆と交流を推進するために、昭和36年（1961年）8月に芦屋姉妹都市協会（現NPO法人芦屋市国際交流協会）が設立、昭和37年（1962年）には、カリフォルニア州知事を団長とした訪問団が本市を訪問し、以降、両市は公式訪問のみならず、姉妹都市協会を通しての市民レベルの交流を積極的に推し進めてきました。

毎年8月の学生親善使節交換事業は昭和39年（1964年）に始まりました。

今日も両市の交流は続いており、平成28年（2016年）に55周年を迎えました。4月に、山中市長と畑中市議会議員が市民訪問団とともにモンテベロ市を訪問しました。現地では晴天に恵まれ、モンテベロ市議会、ラ・メルセド小学校、ビバリー病院などを訪問し、モンテベロ市長をはじめ、多くのモンテベロ市民の皆さまと交流しました。11月には、モンテベロの市民訪問団が芦屋を訪れ、更に交流を深めました。

生徒をモンテベロ市に派遣する事業は、昭和63年（1988年）に市立芦屋高校を対象に始まり、平成5年（1993年）からは中学校を対象を拡大して実施していましたが、平成11年（1999年）を最後に終了していました。

その後、姉妹都市提携50周年記念を機に、平成23年（2011年）から市内小学校4校とモンテベロ市のラ・メルセド小学校とで、手紙等での交流が再開し、平成28年度（2016年度）には、17年ぶりに海外派遣事業を実施しました。市内公立中学校の生徒6人が11日間、ホームステイをしながらモンテベロ市の市民の皆さまと交流を図りました。また、市立芦屋病院とビバリー病院との間で看護師等交換研修事業を実施し、平成28年（2016年）4月には芦屋病院看護師をビバリー病院に、同年11月にはビバリー病院看護師を芦屋病院に派遣し研修を行いました。

[コラム 市内の姉妹都市提携の軌跡]

モンテベロ市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市から東南へ 14.4km, 車で約 15 分の距離にあり、面積 21.37 km², 人口約 6 万人の住宅都市です（平成 24 年（2012 年）現在）。モンテベロの市名は、「美しい山」と言うイタリア語に由来しています。

市内には、「モンテベロ」の名を冠した場所や通りがあります。



モンテベロバラ園（岩園町 28 岩ヶ平公園内）



50 周年記念碑（海洋町 7-1 潮芦屋交流センター内）



モンテベロ通り（海洋町の市道海洋 4 号線）

(2) 芦屋らしい良好な住まい・景観づくり

様々な文化資源を有効活用したまちづくりの推進に加え、優れた景観の保全・育成を行います。

また、公園と周辺の地域や店舗などが連携した庭園都市ならではの一体的なまちづくりを進め、都会の中でも自然と触れあい、安らぎが感じられる、市民の誇りとなる芦屋の魅力の醸成を図ります。

[新規・拡充検討項目]

- 公園と周辺の地域や店舗などが連携した庭園都市ならではの一体的なまちづくり

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
86	道路の改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無電柱化の推進 ■ 公共サイン計画に基づく実施 	道路課
87	庭園都市推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ オープンガーデンの実施 ■ 緑化団体の育成 ■ 公園・緑のネットワーク化 	公園緑地課
88	景観形成推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の景観意識を高める取組（景観重要建造物の指定） 	都市計画課
89	文化財保護及び活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 芦屋川の文化的景観の見学会等の実施 ■ 会下山遺跡・金津山古墳・朝日ヶ丘遺跡の環境保全 	生涯学習課

[市民・団体等の事業]

No.	事業内容	実施主体
③②	■ さつき展示会の開催	芦屋さつき会
③③	■ 菊花展示会・菊づくり講習会開催	芦屋菊花会
③④	■ スマートフォンアプリによる市内の文化施設、行事等の情報発信(再掲)	芦屋市商工会
③⑤	■ 国指定重要文化財ヨドコウ迎賓館の保全と公開	(株) 淀川製鋼所

[コラム ヨドコウ迎賓館 (旧山邑家住宅)]

大正 13 年 (1924 年) 醸造家の山邑太左衛門が建てた別邸。アメリカ人建築家フランク・ロイド・ライト (1867-1959 年) が設計しました。ライトが大正 11 年 (1922 年) に帰国した後、大正 12 年 (1923 年) 着工し、彼の弟子である遠藤新と南信が実施設計及び施工管理を行いました。そして、大正 13 年 (1924 年) ようやく竣工しました。

昭和 49 年 (1974 年) 5 月 21 日には、鉄筋コンクリート造建物として初めて国指定重要文化財に指定されました。現在は、ヨドコウ迎賓館として公開されています。(平成 28 年 (2016 年) 11 月から約 2 年間は保存修理工事のため、一時的に閉館しています。)



ヨドコウ迎賓館 外観



ヨドコウ迎賓館 内観

【コラム 旧芦屋郵便局電話事務室】

旧芦屋郵便局電話事務室は、昭和4年（1929年）に建築された歴史的建造物で、NTT西日本が所有し、大槻町に現存しています。設計者は逓信省営繕課の上浪朗で、鉄筋コンクリート造り2階建です。

この建物の特徴のひとつである一階部分のアールデコ調の連続アーチは、モダンな雰囲気を醸し出しており、平成29年（2017年）3月に国登録有形文化財に登録されることが決定しました。

現在は、阪神間モダニズムの風格を有する建物を活用した結婚式場及びレストランとして活用されています。



旧芦屋郵便局電話事務室 外観

[コラム 芦屋国際文化住宅都市建設法]

戦争の傷もまだ癒えていない昭和26年（1951年）3月、戦災からの復興を願い、新しいまちづくりの指針として「国際文化住宅都市建設法」が施行されました。まちを再建するにあたり、芦屋が将来、高度な文化住宅都市として特色を発揮できるようにするためには、国から建設費の補助を確保することが重要でした。そこで、特別法の適応を受け、文化都市にふさわしい交通・産業・教育・文化施設などの建設事業を促進しようと、本市は独自の特別都市建設へと踏み切ることにしたのです。それが「国際文化住宅都市建設法」でした。昭和25年（1950年）12月には国会で可決され、昭和26年（1951年）2月11日芦屋市民の意思を問うために『住民投票』が行われました。当日有権者数は23,802人、投票総数13,400票（投票率56.2%）、賛成10,288票・反対2,949票・無効163票という結果でした。その結果に基づき、3月に交付・施行され、いよいよ本格的な戦後のまちづくりが始まっていきました。

本市は、今もこの「国際文化住宅都市建設法」に基づき、さまざまな施策を実施しており、現在も、芦屋にとって憲法とも言えるものです。



住民投票当時の広報紙と説明資料

(3) 読書のまちづくりの推進

市民が本に親しみ、楽しめるよう、図書館(図書室等を含む。)の利用を促進するとともに、講演会やレクリエーションの場を提供するなど、社会教育施設としての機能強化を図ります。

また、読書のまちづくりを通して、誰もがいつでも読書に親しみ、心豊かに暮らすことができる環境の整備を目指します。

[新規・拡充検討項目]

- 図書館での講演会やレクリエーションなど、社会教育施設としての機能を強化
- 読書に親しむことができる環境の整備

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
90	図書活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設内にある図書室に子育て支援本コーナー及び新着絵本コーナーを設置し、本の閲覧、貸出の実施 	上宮川文化センター
91	読書活動推進事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもに読ませたい図書リスト400選の配布と活用 ■ 春・秋の読書週間及び月間時の読書推進啓発 	学校教育課
92	学校園・家庭・地域の教育推進支援事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本の虫ねっと連絡会への参加及び調整等支援 	生涯学習課
93	公民館図書室	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公民館図書室での資料の貸出 ■ 図書館との連携 	公民館
94	図書館施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化した施設・設備の保全と市民・利用者へ快適な読書環境の整備 	図書館
95	図書館運営事業(収集整理利用)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資料の収集・整理・貸出 ■ レファレンスサービス ■ 「読書講演会」「金曜シネサロン」「絵本の会」 ■ 「子どもおはなしの会」等行事の実施 	図書館

[市民・団体等の事業]

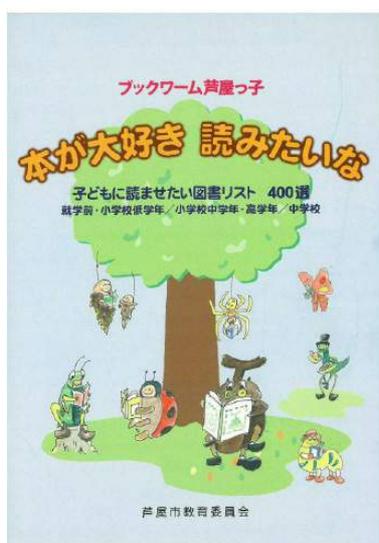
No.	事業内容	実施主体
③⑥	■ 学校や各種イベント実施時の読み聞かせボランティア活動の実施	本の虫ねっと参加の読み聞かせグループ等
③⑦	■ 産官学連携による芦屋市内の観光ルートを開発し、案内ボランティアを育成	芦屋観光協会

[コラム ブックワーム芦屋っ子]

「ブックワーム」は、本の虫という意味で、読書が好きな子どもの育成を目指す取組の中で生まれた言葉です。

本市では、子どもの感受性を豊かにする読書のまちづくりを目指して、「子どもに読ませたい図書リスト400選」を作成し、本の紹介や、「読書スタンプラリー」を行い、読書に対する意欲を高める工夫をしています。さらに、朝読書やボランティアによる読み聞かせを実施するとともに、年に2回読書週間を設けて、おはなしノートや読書ノートを活用し、家庭でも本や絵本を読むきっかけをつくっています。

また、全ての小中学校図書館に専任の司書補助員を配置し、学校図書館の環境の整備、充実を図っています。



子どもに読ませたい図書リスト 400 選



ボランティアによる読み聞かせ

(4) 文化を通じたまちの魅力の一体的な発信

本市は、北に六甲山の山並みと、南に大阪湾を臨む豊かな自然に恵まれており、市内には有名なスイーツやパンなどの洗練された店舗も多く、それらが住宅と調和した品格のあるまちなみを形成しています。

本市の魅力的な地域資源を最大限に生かすために、民間活力によるプロデュースを検討し、積極的なシティプロモーションに取り組みます。

また、効果的な魅力発信のため、近隣市や大学等との連携に取り組むとともに、まちづくり、教育、観光等との連携を強化します。

[新規・拡充検討項目]

- 民間活力によるプロデュースも含めたシティプロモーションの推進
- 魅力発信における近隣市や大学等との連携
- まちづくり、教育、観光等との連携

[第1次基本計画に引き続き取り組む関連事業]

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
96	各種媒体を活用した情報発信（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」に加え、インターネットを中心とした動画配信など様々な媒体での情報発信 	広報国際交流課
97	積極的な地域情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「広報あしや」を活用した季節を感じる写真の掲載等 ■ ホームページの広報カメラアイ、思い出写真館、アーカイブの掲載 ■ 地域で活躍する人材の情報発信 	広報国際交流課
98	ご当地ナンバープレートの交付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50cc以下の原動機付自転車ご当地ナンバープレート（2種類）の交付 	課税課
99	富田碎花顕彰事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品、文化財等を調査研究し、本市の魅力として広く発信 	生涯学習課
100	文化財保護及び活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品、文化財等を調査研究し、本市の魅力として広く発信 	生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課・実施主体
101	谷崎潤一郎記念館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品，文化財等を調査研究し，本市の魅力として広く発信 	谷崎潤一郎記念館
102	美術博物館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 本市ゆかりの芸術家や作家及びその作品，文化財等を調査研究し，本市の魅力として広く発信 	美術博物館

[市民・団体等の事業]

No.	事業内容	実施主体
③⑧	<ul style="list-style-type: none"> 観光案内ボランティアによる市内の文化・歴史を紹介するツアーの実施（再掲） 	芦屋観光協会
③⑨	<ul style="list-style-type: none"> SNSによる本市の文化・名跡・史跡等の紹介（再掲） 	芦屋観光協会
④⑩	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォンアプリによる市内の文化施設，行事等の情報発信（再掲） 	芦屋市商工会

[コラム 阪神間モダニズム]



阪神間モダニズムを象徴する図書館打出分室

明治後期から昭和前期にかけて，六甲山地南麓を中心とする阪神間で近代的な芸術及び建築，生活様式等を育んだ地域文化で，現在の阪神間の文化やライフスタイル，地域のイメージ等にも大きな影響を与えています。

[計画の評価・指標]

本計画に盛り込まれた個々の施策が、どのような効果を上げているか、指標を測定し、公表します。これらの指標を参考にしつつ、文化振興審議会等において検証・評価や提案を踏まえ、施策の改善や見直しにつなげます。

指標	単位	現状値 (H27)	めざす値 (H33)
① 全てのライフステージに文化が行き届く文化政策の推進			
この1年間における文化体験・活動の有無	%	59.5	70.0
芦屋の伝統や文化に関する講演会などの参加者数	人/年	330	390 ^{*3} (380)
社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数	回/年	3	18 ^{*3} (16)
文化財の整理作業補助などに関わる「文化財ボランティア」の活動者数	人/年	15	29 ^{*3} (27)
「広報あしや」の市民の満足度	%	58.1 ^{*1}	70.0 ^{*2}
市ホームページの市民の満足度	%	49.5 ^{*1}	60.0 ^{*2}
② 未来を切り拓く子どもたちへ向けた文化政策の推進			
あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数	回/年	—	920 ^{*2}
中学生以下の美術博物館入館者数	人/年	1,260	3,348 ^{*3} (3,000)
③ 芦屋文化を生かした戦略的なまちづくり			
NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加者数	人/年	—	50 ^{*2}
地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合	%	84.7 ^{*1}	90.0 ^{*2}
市民が1か月に1冊以上読書する割合	%	55.0 ^{*1}	67.8 ^{*2}
公立図書館における児童（7～15歳）の図書貸出冊数	冊/年	73,150	77,539 ^{*3} (76,808)
「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合	%	84.6 ^{*1}	90.0 ^{*2}
「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合	%	42.0 ^{*1}	46.0 ^{*2}

※1：平成26年度（2014年度）の実績

※2：基準年度が平成32年度（2020年度）

※3：総合計画の平成32年度（2020年度）の目標値（カッコ書き）に基づき設定

参考資料

1 文化芸術振興基本法

(平成13年12月7日 法律第148号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 基本方針（第7条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第8条－第35条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された重要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメデ

ィア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第 19 条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第 20 条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第 21 条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第 22 条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第 23 条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第 24 条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第 25 条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第 26 条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第 27 条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第 28 条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第 29 条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第 30 条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 芦屋市文化基本条例

○芦屋市文化基本条例

平成22年3月26日
条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 文化振興基本計画（第8条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第9条—第20条）

附則

芦屋は、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北の六甲山から南に広がる大阪湾へ、緩やかな傾斜が織り成す美しい景観と温暖な気候に恵まれた地です。

歴史的には、有数の古墳群をはじめ、阪神間最古の遺跡を有し、永く自然豊かな村落としてその環境をとどめてきました。近代に入ると、鉄道の開通とともに、西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が築かれていきました。

戦後復興期の昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、芦屋のすぐれた環境条件を活かして、国際文化の向上と経済復興に寄与するまちづくりが進められてきました。

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいえるべき文化風土を形成しています。

そして豊かな芸術文化や生活文化がはぐくまれ、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっています。

これからの芦屋の持続的な発展のために、その基盤となる自然環境や景観、先人が築いてきた文化を守り、育て、更なる創造力を引き出し、次世代に継承していくことこそ、私たち市民の真の願いです。

ここに、市民一人一人が年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、多様な出会いや新たな人材をはぐくみあい、ゆとりと潤いのある心豊かな暮らしを実現することを願って、市民、事業者及び市の協働の下、国際文化住宅都市芦屋の価値を将来にわたって高めていくことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 文化 芸術、芸能、生活文化など文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか、学術、景観、観光その他の創造的活動をいう。

(2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承することをいう。

（基本理念）

第3条 文化の振興に当たっては、文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が、市民

の共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化活動をするような環境の整備が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化に関する情報を広く国内外に発信するなど、文化交流が積極的に推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、自主的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、文化の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、市が実施する施策に文化の視点を取り入れるよう努めなければならない。

4 市は、文化の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないように十分に配慮しなければならない。

(市民等との協働)

第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化の振興に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(文化振興基本計画)

第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画（以下「文化振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本計画は、総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市文化振興審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(伝統的な文化の保存等)

第9条 市は、地域に残る文化財その他の伝統のある優れた文化を保存し、継承し、及び発展させるため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化施設の充実及び活用、文化活動を行う個人及び団体との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの文化活動

が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第12条 市は、次代を担う青少年の文化活動の充実を図り、豊かな感性及び創造性をはぐくむため、優れた文化に触れる機会の提供、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第13条 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第14条 市は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第15条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた都市景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国内及び国外との交流)

第16条 市は、文化の向上を図るため、国内及び国外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集等)

第17条 市は、創造的で優れた本市の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある優れた文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する支援)

第18条 市は、本市の文化の向上に資するとともに、本市の魅力を高め、及び市民が誇りを持つことのできる文化の振興を図るため、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動に対する民間支援活動の促進)

第19条 市は、文化活動に対する個人及び事業者からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

(顕彰)

第20条 市は、文化活動で顕著な成果を収めたもの及び文化の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
- 2 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 芦屋市附属機関の設置に関する条例

○芦屋市附属機関の設置に関する条例

平成18年3月24日

条例第5号

平成22年3月26日条例第1号

〔芦屋市文化基本条例附則第2項による改正〕

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市文化振興審議会	文化の振興に関する重要事項についての調査審議,文化の振興に関する事項について意見を述べること及び文化の振興に関する施策の評価	10人以内（その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。）	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が適当と認める者	2年（臨時委員は、担当事項についての審議が終了するまでの期間）

(以下、省略)

4 芦屋市文化振興審議会規則

○芦屋市文化振興審議会規則

平成22年4月1日
規則第7号

芦屋市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要と認めるときは、当該事項を明示して臨時委員若干人を会長の意見を聴いて委嘱又は任命することができる。

- 2 臨時委員は、その担当事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、芦屋市文化振興審議会に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

5 芦屋市文化振興審議会委員名簿

平成 29 年 3 月

氏名	所属・役職等
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
藤野 一夫	神戸大学大学院国際文化学研究科教授
弘本 由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員
木ノ下 智恵子	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 特任准教授
柴 田 愛	芦屋市商工会
山西 康司	芦屋神社
田中 隆子	公募市民委員
姉川 昌雄	公募市民委員
川原 智夏	社会教育部長

6 芦屋市文化振興審議会審議経過

開催日	審議内容等
平成 27 年 5 月 29 日	議題 1 これまでの芦屋市の文化振興の経過について 議題 2 平成 26 年度芦屋市文化振興基本計画評価報告書について 議題 3 第 2 次芦屋市文化振興基本計画策定について 議題 4 第 2 次芦屋市文化振興基本計画策定にかかる市民アンケートについて
8 月 24 日	議題 1 第 2 次芦屋市文化振興基本計画策定にかかる市民アンケートについて
12 月 22 日	議題 1 第 2 次芦屋市文化振興基本計画策定における市民アンケートについて 議題 2 平成 26 年度文化振興基本計画に基づく事業の評価について 議題 3 第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画及び芦屋市総合戦略（原案）について
平成 28 年 4 月 6 日	議題 1 芦屋市文化振興基本計画策定のためのアンケート調査の調査結果報告書について 議題 2 第 2 次芦屋市文化振興基本計画（平成 29～33 年度）の骨子案について 議題 3 平成 27 年度芦屋市文化振興基本計画評価報告書について
8 月 17 日	議題 1 第 2 次芦屋市文化振興基本計画（平成 29～33 年度）の骨子案について
10 月 25 日	議題 1 第 2 次芦屋市文化振興基本計画（平成 29～33 年度）案について 議題 2 平成 27 年度文化振興基本計画に基づく事業の評価について



会長から市長への原案の提出（平成 28 年 11 月 15 日）

7 第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）について

平成 28 年 11 月 15 日

芦屋市長
山 中 健 様

芦屋市文化振興審議会
会長 中 川 幾 郎

第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）について

第2次芦屋市文化振興基本計画の策定にあたり、芦屋市の文化振興について、芦屋市文化基本条例第8条第3項に基づき、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 本計画を策定する際の留意事項

- ◆ 第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）に対する審議会からの意見を参考に、重点施策及び重点取組について、市民にわかりやすい計画として、すみやかに策定されたい。
- ◆ できるだけ専門用語を使わず平易な表現に努め、やむを得ない場合には用語説明を付ける等、語句や文章表現を整理されたい。

2 本計画推進の際の留意事項

(1) 文化振興に関する情報の共有

- ◆ 本計画は、市民参画・協働の下に推進していくことが重要であるため、本計画の目標や課題が広く市民に共有され、市民と市民、市民と行政の協働関係がより一層構築されるよう、計画の内容及びその進捗状況をわかりやすく市民に発信し、周知されたい。
- ◆ 行政内部においても、幹部職員のみならず、職員全体で共有されるよう指導されたい。

(2) 計画の着実な実施のための進行管理

- ◆ 本計画の実施にあたっては、待ちの姿勢ではなく、市民の目線に立って、問題意識をもって取り組んでいただきたい。
- ◆ 本計画では、進捗状況を把握し、計画を検証するとともに、市民に対して説明するための手段として指標を導入したので、有効に活用するよう努められたい。なお、設定している指標については、状況の変化に応じ、柔軟に修正されたい。

以上

8 芦屋市文化振興基本計画推進本部設置要綱

○芦屋市文化振興基本計画推進本部設置要綱

平成28年 1月12日
改正 平成28年 7月 8日

芦屋市文化振興基本計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 芦屋市文化基本条例(平成22年芦屋市条例第1号)第8条第1項の規定に基づき、芦屋市文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定し、文化振興に関する施策を総合的に推進するため、芦屋市文化振興基本計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の推進及び関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ、本部長が指定する副本部長が、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画部長をもって充て、副委員長は、社会教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てるほか、推進本部が必要と認めたときは、本部長が指名する者を委員とすることができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、基本計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当）
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（平28.7.8・一部改正）

企画部主幹（総合政策担当課長）
企画部広報国際交流課長
企画部市民参画課長
総務部財政課長
市民生活部人権推進課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部経済課長
市民生活部上宮川文化センター長
市民生活部環境課長
福祉部地域福祉課長
福祉部福祉センター長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部主幹（新制度推進担当課長）
都市建設部公園緑地課長
都市建設部都市計画課長
市立芦屋病院事務局総務課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長
教育委員会社会教育部青少年育成課長
教育委員会社会教育部市民センター長
教育委員会社会教育部図書館長

9 芦屋市文化振興基本計画推進本部会名簿

区分	所属・役職等	氏名
本部長	市長	山 中 健
副本部長	副市長	佐藤 徳治
副本部長	教育長	福岡 憲助
委員	技監	宮内 勇児
委員	企画部長	稗田 康晴
委員	総務部長	山口 謙次
委員	総務部参事（財務担当）	脇 本 篤
委員	市民生活部長	北川 加津美
委員	福祉部長	寺本 慎児
委員	こども・健康部長	三井 幸裕
委員	都市建設部長	辻 正 彦
委員	都市建設部参事（都市計画・開発事業担当）	山 城 勝
委員	会計管理者	青田 悟朗
委員	上下水道部長	古田 晴人
委員	市立芦屋病院事務局長	阪元 靖司
委員	消防長	吉岡 幸弘
委員	教育委員会管理部長	岸 田 太
委員	教育委員会学校教育部長	北 野 章
委員	教育委員会社会教育部長	川原 智夏
事務局	企画部政策推進課	

10 芦屋市文化振興基本計画推進本部幹事会名簿

区分	所属・役職等	氏名
委員長	企画部長	稗田 康晴
副委員長	教育委員会社会教育部長	川原 智夏
委員	企画部主幹（総合政策担当）	鳥越 雅也
委員	企画部広報国際交流課長	鈴木 和美
委員	企画部市民参画課長	山田 弥生
委員	総務部財政課長	森田 昭弘
委員	市民生活部人権推進課長	田中 尚美
委員	市民生活部男女共同参画推進課長	福島 貴美
委員	市民生活部経済課長	船曳 純子
委員	市民生活部上宮川文化センター長	加賀 淳治
委員	市民生活部環境課長	長岡 良徳
委員	福祉部地域福祉課長	細井 洋海
委員	福祉部福祉センター長	岡田 きよみ
委員	福祉部障害福祉課長	本間 慶一
委員	福祉部高齢介護課長	宮本 雅代
委員	こども・健康部主幹（新制度推進担当）	和泉 みどり
委員	都市建設部公園緑地課長	足立 覚
委員	都市建設部都市計画課長	白井 宏和
委員	市立芦屋病院事務局総務課長	北條 晋
委員	教育委員会学校教育部学校教育課長	荒谷 芳生
委員	教育委員会社会教育部生涯学習課長	長岡 一美
委員	教育委員会社会教育部青少年育成課長	田中 徹
委員	教育委員会社会教育部市民センター長	高田 浩志
委員	教育委員会社会教育部図書館長	丸尾 恵子
事務局	企画部政策推進課	

11 計画策定の経過

(1) 市民アンケート調査の実施

- ①調査対象：芦屋市在住の18歳以上
- ②調査方法：郵送による配布・回収
- ③調査期間：平成28年（2016年）2月9日から平成28年（2016年）2月29日
- ④回収結果：有効回答数1,063通（有効回答率53.2%）

(2) 会議等の開催概要

開催日	審議内容等
平成28年 1月18日	第1回 芦屋市文化振興基本計画推進本部会議 ・第2次芦屋市文化振興基本計画策定のための市民アンケート（案）について
7月27日	第1回 芦屋市文化振興基本計画推進本部幹事会 ・第2次芦屋市文化振興基本計画の骨子（案）について
8月1日	第2回 芦屋市文化振興基本計画推進本部会議 ・第2次芦屋市文化振興基本計画の骨子（案）について
11月15日	第2回 芦屋市文化振興基本計画推進本部幹事会 ・第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）について
11月21日	第3回 芦屋市文化振興基本計画推進本部会議 ・第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）について
平成29年 2月1日	第3回 芦屋市文化振興基本計画推進本部幹事会 ・第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）に対するパブリックコメント（回答案）について
2月7日	第4回 芦屋市文化振興基本計画推進本部会議 ・第2次芦屋市文化振興基本計画（原案）に対するパブリックコメント（回答案）について

(3) 計画（案）についての市民意見募集（パブリックコメント）

- ①募集期間 平成28年12月26日～平成29年1月25日
- ②意見の件数 15件（5名）

Ashiya Renaissance

芦屋市文化行政推進に対する提言

平成 20 年 3 月

芦屋市文化行政推進懇話会

1. はじめに（背景と目的）

目 次

- 1 はじめに（背景と目的）
- 2 芦屋市の文化に関する基本的な考え方（前提）
- 3 芦屋市における文化行政の重点分野（戦略）
- 4 芦屋市における文化行政の推進のあり方
- 5 おわりに

資 料

- 1 芦屋市文化行政推進懇話会委員名簿
- 2 芦屋市文化行政推進懇話会開催日程
- 3 芦屋市文化行政推進懇話会設置要綱

芦屋市では、これまで「芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和26年/1951年）」に基づいて、国際文化住宅都市にふさわしい魅力あるまちづくりが進められてきました。しかし、社会・経済環境の変化や、阪神・淡路大震災による甚大な被害と財政負担など、さまざまな試練を背景に、芦屋市の文化行政は大きな課題に向き合っています。こうした状況の中で芦屋市固有の文化資源をまちづくりのなかで戦略的に活かし育てていく、芦屋のルネッサンスともいうべき、都市政策としての新たな文化行政の展開が求められています。

そこで、市民、民間団体、行政等が相互に連携し、芦屋市ならではの都市の魅力と暮らしの質を持続的に高めていくことのできる、今後の文化行政のあり方について、基本的な考え方や推進方策に関する提言を行うため、芦屋市文化行政推進懇話会を設置し平成18年（2006年）5月から11回にわたり検討を重ねてきました。

なお、本懇話会での検討は網羅的なものではなく、現在文化行政が置かれている状況を俯瞰したうえでその役割を再構築するにあたって、重点的に取り組むべき課題を中心に議論を行ったものです。このたび、検討の要旨を提言としてとりまとめましたので次のとおり報告します。

平成20年3月

芦屋市文化行政推進懇話会

2. 芦屋市の文化に関する基本的な考え方（前提）

●芦屋文化の発展的な継承

六甲の山並みと大阪湾、山から海へと流れる芦屋川・宮川、恵まれた自然環境の中に育まれた豊かな住環境や景観が、芦屋文化の基盤となっています。

芦屋ならではの風土の中から、国際性豊かな創造者たちも数多く生まれました。また、成熟した大人のファッションセンスや、美しい言葉づかいや暮らしのマナーや楽しみ方をはじめ、先人たちが培ってきた洗練されたライフスタイルの数々の魅力は、決して短時間では創り出せない文化資源としての高度な価値を持っています。

しかし、こうした文化資源の存在や重要性について、芦屋市民が十分にその価値を認識しているとはいえない状況があります。50年後、100年後を意識して、芦屋のアイデンティティー、固有の価値を紡ぎ出していく基盤となる、自然環境や海から山へと続く街並み景観を守ること。また、先人たちが生み出した有形無形の資源の価値を広く市民に伝え、新たな創造を誘発する学びや発表や交流の場を設け、先端性、創造性、国際性を発展的に継承していくこと。こうした長期的な視野にたった文化の発展的継承こそ、芦屋文化の未来のために必要です。

また、芦屋固有の文化を創造し評価していくには市民の高い意識と主体的な行動が欠かせません。都市政策としての文化行政は、市民の参画抜きに推進できないことも認識しておかなければなりません。

●持続的発展のための文化投資

芦屋の都市固有の価値を持続的に高めていくことによって、成熟した生活文化の担い手としての意識や負担力のある市民や事業者を増やすことが可能になります。未来への投資事業として文化政策を行うならば、将来の経済誘発効果は十分見込めると考えられます。逆に、文化への投資が滞れば、都市の価値が下がり、経済的な活力も低下していく悪循環が始まってしまいます。

芦屋には、衣食住全般にわたって、いまなお先人たちが培ってきた洗練された知識や感性が息づいています。それは、芦屋だからこそ可能なライフスタイルの経験価値を経済活動と両輪で育んでいく、都市や生活に根ざした新たな産業創出の資源として捉えることができます。

また、文化には日常型の生活文化と、非日常型の芸術文化・学術文化・宗教文化などがあります。文化行政が主な対象とするのは、生活文化と、芸術文化・学術文化ですが、生活文化の質を高めていくには、芸術文化・学術文化への投資が不可欠です。これを怠ると生活文化は衰退の道をたどります。21世紀にふさわしい生活文化を創造する都市へと、芦屋のブランド価値を持続的に高めていくには、芸術文化・学術文化への多様な投資の仕組みをつくりあげることも不可欠です。

3. 芦屋市における文化行政の重点分野（戦略）

芦屋のアイデンティティーに根ざし、都市としてのブランド価値を持続的に高める、都市政策としての文化行政への転換を推進していくためには、政策の重点を明確にした戦略的な展開が求められます。

前提となる考え方の議論から、文化行政の分野として明らかに導き出されたのは、芦屋の都市固有の価値を高めていくための都市文化政策と、担い手となる市民一人ひとりの主体的な創造性を引き出す市民文化政策の二つの柱です。

●都市文化政策の方向性

① 自然環境の保全と良質な景観の形成

- ・文化ゾーンをはじめ、緑豊かな住環境・街並みの破壊を防ぎ、次世代に受け渡す良質な景観を形成していくために、都市計画や建築行政と文化行政の連携をいっそう強化する。
- ・宮川の自然の回復や、クロマツ並木の修景整備など、芦屋の環境資源の核となる自然・景観資源の回復や保全のために、都市計画や環境行政と文化行政の連携をいっそう強化する。
- ・散歩を楽しむことのできるおしゃれな住宅や店舗の外観や庭木や花など、豊かな表情を醸し出すまちの景観文化やその担い手を評価し支援する。

② 文化資源ネットワークとアクセスの改善

- ・文化ゾーンと阪神間の文化施設等をネットワークする“るーぷバス”（阪神南県民局が平成19、20年度/2007・2008年度に試行）を発展的に活かしていくことや、人の営みも含めた新芦屋百景の選定やマップの作成等、アクセスや情報発信の工夫によってまちの空間や

資源にふれる機会を増やし魅力を伝える。

- ・モダニズムの遺産のみならず、古代や中世・近世の歴史遺産も都市の文化資源として有効に位置付けネットワークしていく。

③ 芦屋固有の文化資源を活かした産業創出

- ・芦屋固有の海から山に続く美しい景観を背景に成熟都市として人生の最後まで健やかに豊かに過ごせる暮らしの舞台としての施設やサービスを開発するなど、産業政策に文化政策の視点を入れる。
- ・芦屋の自然環境・住環境にクリエイターが集まる仕掛けをつくることによって、クリエイターの感性が芦屋のまちに反映され相互に磨かれていく関係を生み出す。
- ・芦屋に蓄積されてきた生活文化を経験した市民が良質なサービスや商品の創造者・提供者へと転じていく循環によって、都市と人が成熟していく産業文化を根付かせる。

●市民文化政策の方向性

① 人的資源の活用・育成の仕掛け

- ・芦屋ゆかりの人的資源として、高度な専門性を持つ人材から、芦屋ならではの成熟した文化を体現する生活者としての高齢者層など、多様な知恵の持ち主を活かす。
- ・市民提案型の講座やイベントなど、市民自身が市民の人材を掘り起こして活用し、ネットワークが広がっていくような、協働事業の枠組みや支援制度を設ける。
- ・団塊世代の退職を期に今後急増していくリタイアメント層の地域への関わりをサポートする

仕組みをつくり、健康で活力ある文化創造の担い手としても活躍できる道をつくる。

- ・古書や骨董や写真をはじめ、芦屋ならではの豊かな生活文化マイスターの認定プログラム（芦屋学の展開や芦屋検定との連携等）の普及を通して、人材育成につなぐ。
- ・イベントを産業化し、自律的にまちの中で展開していけるような、プランナーの育成を目的とした講座などを設ける。
- ・芦屋の文化を次世代に伝え、次世代の創造力を育てていくために、学校教育や幼児教育と文化施設のいっそうの連携を進め、優しさや思いやりを育む情操教育、活力を育む体力増強など、そして子どもたちに豊かな文化体験を創出する。

② 市民主体の事業を育む仕組みと支援

- ・ルナ・ホールや公民館での市民企画の公募など徐々に試みられつつある参画・協働型の事業を増やしていくことを入り口として、市民自身が企画実施するイベントの数々がまちなかで繰り広げられる文化風土の醸成を目指し、新たに創設された市民参画・協働推進に関わる制度を積極的に文化事業に導入していく。あわせて柔軟な施設利用や広報支援のシステムも必要である。
- ・実行委員会方式による芦屋芸術月間等を設けることをはじめ、学芸員やボランティアスタッフの協力による文化探訪ツアーなどを協働で実施する。
- ・文化事業の担い手となる市民層を広げ、公民館

等の利用効果を高めていく方策のひとつとして社会教育登録団体の登録のあり方について、登録の更新に際し、実際の活動状況等を審査する仕組みをつくることにより、団体の流動化を図り、公共性・公益性を高めて、生涯学習の成果がまちの営みに反映され循環していく仕掛けをつくる。

- ・既存の協働事業である、委託事業、共催事業、補助事業などが、より有効に活かされていくように委託や共催事業は企画・立案プロセスから協働することや、補助事業は提案型で選定する方法など協働のあり方を見直していく必要がある。
- ・市民参画・協働推進の指針と条例にもとづいて設けられた、施策への市民提案制度や、あしや市民活動センターでの情報提供や交流なども有効な支援策として活用できる。
- ・防災や環境や福祉など、多様な分野にわたる協働事業に、アーティストの参加など芸術文化の要素を加えることで、芸術文化と市民の暮らしの接点を広げていく。
- ・芦屋の生活文化に根差した市民主体の多様な事業を推進するために、芦屋市市民文化振興基金及び芦屋市芸術文化活動助成要綱が設けられているが、芦屋市独自のメセナ事業としての市民の貴重な善意である寄附を活かす文化風土を育てるべく、既存基金をいっそう有効に機能させていくための活用手法を導入する必要がある。

4. 芦屋市における文化行政の推進のあり方

総合的な都市文化政策を掲げ、都市文化の担い手としての主体的な市民文化を育てていくには、そのための文化行政の推進システムを築いていく必要があります。芦屋市の文化行政が置かれている現状をふまえ、新たなシステムへの転換を図っていく際に鍵となる項目を挙げ、それぞれについての基本的な考え方を示します。

●社会教育施設の運営のあり方

指定管理者制度の導入によって、公の施設の運営を民間事業者をはじめとする指定管理者に委ねる運営方式が広がっていますが、一定の政策を背景に社会開発の使命を負う社会教育施設は、単純に運営を競争原理に委ねることでサービスが向上するものではありません。とりわけ、無料で図書を貸し出し、市民と資料を丁寧につなぐ司書の存在が不可欠の図書館や、地域課題を解決する人材を育てるべき公民館の場合、効率性を重視する指定管理では事業の質をある程度犠牲にせざるを得ない恐れがあり、慎重な検討が必要であると考えます。

また、美術博物館および市民会館については、芦屋固有の文化、アイデンティティーに根ざした、文化政策の理念を理解し、有効な事業を企画立案する能力がある事業者が望ましいと考えます。全国規模でイベント事業や施設管理を行う事業者には、地域との丁寧な連携をはじめとする、きめ細かな配慮が期待できない恐れもありますので、経済性、効率性のみを基準とするのではなく、施設の目的、使命を軸としたうえで、総合的な判断を行う必要があると考えます。

●文化行政の所管部署のあり方

都市のアイデンティティーやブランド価値の持続的な向上のためには、首長部局所管の土木、建設事業や都市計画及び文化の視点からの行政改革を含む総合的な文化政策の調整、企画・推進機能を担う部局が求められます。

一方、社会教育法上の図書館や公民館などの拠点は、教育委員会が所管することによって政策効果が担保されると考えます。また、美術博物館や市民会館は、性急に部局を移すのではなく、都市政策における各施設の役割が明確に位置付けられた後に、ふさわしい部局を選ぶことが妥当と考えます。

首長部局と教育委員会の有効な役割分担と連携によって、都市政策としての文化行政が推進されていくことが望まれます。

●評価システムと第三者機関の設置

評価には3つの種類があります。一つはコストの評価でいかに無駄なく低コストであるかを問います。二つめがパフォーマンス評価（アウトプット評価）で、一定のコストでどちらが生産性が高かったかという評価です。文化政策の評価で最も重要なのは三つめのアウトカム評価です。その結果、芦屋はどう変わったかという成果を問うものです。アウトカム評価をするためには、明確な評価軸が必要となりますし、性急に成果を求めすぎない中長期的な視点も重要となります。施策や事業に対する評価の物差しをどこに置くかについては、施策や事業の企画・立案段階から市民参加で決めていくことが必要です。

5. おわりに

また、政策の検討や施策や事業の決定、推進、評価のために、公募市民、事業者、文化団体・アーティスト、学識者等で構成する、審議会や協議会のような第三者機関を設けることによって、市民のコンセンサスの形成とオープンで柔軟な協働による政策展開が可能になります。

●文化基本条例の制定

都市政策として文化行政を推進していくためには政策立案・実施・評価にあたって、一貫してしっかりとした拠り所となる条例の存在が欠かせません。政策の理念や行政上の位置付けが明確でなければ、各文化施設の運営方針も定まらず、結果として市民の文化創造の機会をも喪失してしまいます。多様な行政分野を文化を軸として横断的に貫いていく、都市政策としての役割を發揮していくためにも、文化基本条例の制定が必要です。

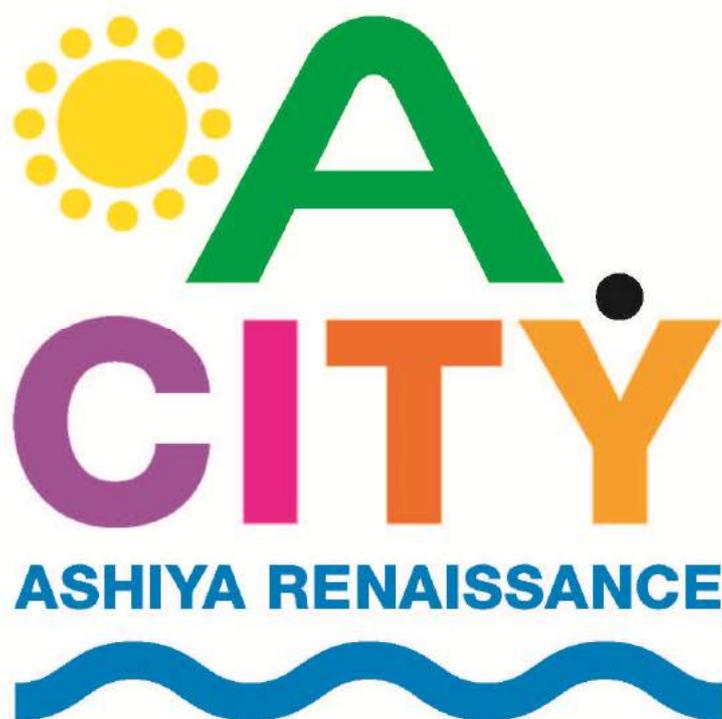
懇話会の過程では、芦屋の文化を象徴する数々の魅力的なアイデアをはじめ多くの意見がだされました。今回の提言ではその詳細まではふれず、それぞれのアイデアや意見に共通する基本的な考え方や重点的に取り組むべき課題に絞り込んだ記述を行っています。まず、具体的な施策や事業を推進していくにあたって、力強い指針となる芦屋市における都市政策としての文化行政の考え方を明確にすることが第一の使命と考えたからです。懇話会の創造的な議論の産物として、提言に込めた思いをストレートに伝え共感の輪を広げていくための、キャッチフレーズとシンボルマークの提案も生みだされました。

国際文化住宅都市・芦屋ルネッサンスは、山の緑と青い海を骨格として、時代の風を受け止め、不断の創造に挑む市民のプライドが生み出していくものです。キャッチフレーズとシンボルマークはその象徴です。この提言が、芦屋の真価を次世代に届けるとともに、時代の変化に応じ創造的に更新されていくことによって、真に持続的な指針となっていくことを願ってやみません。

キャッチフレーズ

「山の緑」「青い海」「元気な市民」の住む
「美しい都市」芦屋。

シンボルマーク



シンボルマークに込められた意味

緑深い六甲山と前面に広がる青い海に抱かれた「美しいまち芦屋」。洗練された町並みと生き生きとした人々の暮らし。常に時代の風を受け止め創造的に生きる芦屋市民と芦屋の街をイメージしています。文化行政が推進されて行く様々なシーンで、文化への取り組みが楽しいという印象の下、このシンボルマークが活用されることが望まれます。

資料1 芦屋市文化行政推進懇話会委員名簿

職務	氏名	出身団体等の名称および役職
委員長	中川 幾郎	帝塚山大学法政策学部教授
	井垣 貴子	都市文化創造機構理事・事務局長
	稲鍵 雄康	芦屋市文化振興財団元評議員・芦屋市国際交流協会会長
	植田 勝博	弁護士・芦屋市教育委員
	辻本 勇	芦屋市文化振興財団元副理事長
	広瀬 忠子	芦屋市婦人会会長
	弘本 由香里	大阪ガス エネルギー・文化研究所客員研究員
	山田 崇雄	芦屋市文化振興財団元評議員
	神棒 眞一	市民公募
	久保田 靖子	市民公募
	鴛海 一吉	行政経営担当部長 ～H. 19(2007). 3
	高嶋 修	市民生活部長 H. 19(2007). 4～
	佐田 高一	都市計画担当部長

資料2 芦屋市文化行政推進懇話会開催日程

《実施日》	《議 題》
第1回 18. 5. 12	懇話会の目的、文化施設の現状
第2回 18. 7. 8	芦屋ブランド、文化（政策）と経済、市民文化政策と都市文化政策
第3回 18. 8. 22	芦屋ブランド、文化と経済について
第4回 18. 10. 23	芦屋における市民文化のあり方 市の財産である市民の活用方法 団塊の世代、市内在住であるが他都市で活躍している人
第5回 18. 12. 20	芦屋における市民文化政策のあり方
第6回 19. 2. 19	市民と行政との協働参画による文化政策のあり方 ①既成事業に市民との協働参画をどのように組み入れられるのか ②行政に提案できる協働参画の事業はどのようなものか ③事業の決定及び評価を行うシステムはどのようにすればよいか
19. 4. 28	市内文化施設等見学
第7回 19. 6. 15	市内文化施設等見学会を終えて 文化行政推進懇話会の中間まとめについて
第8回 19. 8. 7	社会教育施設の現状と課題 文化行政推進のためのシステムについて ～所管部署について～ 提言に向けての検討
第9回 19. 10. 31	提言に向けての検討
第10回 19. 12. 7	提言（案）について
第11回 20. 2. 8	提言（案）について

資料3 芦屋市文化行政推進懇話会設置要綱

本市は、これまで「芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和26年法律第8号）」に基づいて、国際文化住宅都市にふさわしい魅力あるまちづくりを進めてきた。

文化は、市民に潤いと安らぎを与え、生きがいに満ちた生活を営む上で不可欠な要素である。

本市の文化行政を取り巻く環境が大きく変化しようとしている今日、市民、民間団体、行政等が相互に連携し、市民が文化に触れ、共感し、創造し、交流を深め、全市民がいきいきと心豊かに暮らせるために文化施策を更に推進していくため、この要綱を制定する。

（設置）

第1条 文化行政の推進について広く市民等の意見を聴取し、反映するため、芦屋市文化行政推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、文化行政の推進に関し、次に掲げる事項について協議し、具体的施策を市長及び教育委員会に対して提言する。

- (1) 教育委員会が所掌する文化施設を中心として実施される芸術文化活動に関する事項
 - (2) 市長部局と教育委員会が相互に連携協調して取り組むべき文化行政に関する事項
- 2 前項の協議を行うに当たっては、文化施策が次に掲げる事項に適合するよう留意するものとする。
- (1) 国際文化住宅都市にふさわしい文化芸術性の質の高いものであること。
 - (2) 生活の中に潤いと心の豊かさを育み、心のオアシスとなるものであること。
 - (3) 市民に親しまれ、開かれたものであること。
 - (4) 芦屋の文化ゾーンの構築に繋がるものであり、芦屋全体を高い文化性のあるまちに発展させるものであること。
 - (5) 国際的文化の発信基地となるものであること。
 - (6) 市民がその文化性を誇りに感じられ、将来の世代に引き継がれるものであること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員12名以内でもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 教育委員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 市民
 - (4) 市職員
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 懇話会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項に掲げる者の中から互選により、これを定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、懇話会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 懇話会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

5 委員長は、懇話会の活動内容について、適宜市長及び教育委員会に報告する。

(努力義務)

第7条 教育委員会は、懇話会から提言された事項について、市長と連携しその実施に向け最大限努力するとともに、その結果を懇話会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

第 2 次
芦屋市文化振興基本計画

発 行：芦屋市
編 集：芦屋市企画部政策推進課
発行年月：平成 29 年 3 月
〒659-8501
兵庫県芦屋市精道町 7 番 6 号
TEL：0797-38-2127
FAX：0797-31-4841

